

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)				
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号	メールアドレス			
④職業	団体役員	⑤年齢	63	
⑥性別	男	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
意見該当箇所				
頁	行			
23	22	【要旨】 技術的に実現の目途の立たない決壊しない堤防及び決壊しづらい堤防は、現時点において確実にその効果が期待でき、実現性も高い現行ダム計画の代替治水対策としては不適切であり、削除されるべきである。		
24	5	【意見】 治水対策案の1つとして決壊しない堤防および決壊しづらい堤防が取り上げられている。確かに越水などにより破堤した場合、現時点において一番問題なのは堤防が根底から破壊されて大きな氾濫流が発生することであって、仮に堤防そのものには大きな損傷がなく、堤防から溢れた分だけが氾濫原内に浸水するに止めができるのならば、その後の氾濫原対策もずいぶん軽微で実現性の高いものになるものと考えられるが、問題はそのようなものが本当に実現できるのかどうかである。堤防は基本的にその付近の土からできているため越水や浸透に対し脆弱で、長大な時間をかけて築造されてきたという歴史を有するため内部構造は複雑で不明な部分が多い。このため長期にわたる研究にもかかわらず、技術的に見て未だにそのような堤防が実現するという段階には至っていないのではないか。例えば、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所から(社)土木学会に対して耐越水堤防に関する諮問がなされた時、同学会の中に設置された「耐越水堤防整備の技術的な実現性検討委員会」は、平成20年10月27日付けの「耐越水堤防整備の技術的な実現性の見解について」の中で、“断面構造ならびに長大な区間の安全性確保の観点からすると、堤防で越水が生じた場合、計画高水位以下で求められる安全性と同等の安全性を有する構造物すなわち耐越水堤防することは、現状では技術的に見て困難である。”と結論付けている。その時点からまだ2年も経っていない現在においては、それが可能になったとは到底考えられない。又その事実は、当該委員会の委員であった方が3名も本有識者会議の委員にも就任されておられるところから、十分認識されておられたのではないか。そのような状況にもかかわらず現行ダム計画の治水代替策の1つとして取り上げられているのは理解に苦しむところである。 従って、決壊しない堤防などは将来の治水対策としては十分研究されるべき項目であるが、現時点では技術的に見て実現の目途が立っていないところから、現時点において確実にその効果が期待でき、実現性も高い現行ダム計画の代替治水対策としては不適切であり、削除されるべきである。		

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号			メールアドレス		
④職業	団体役員		⑤年齢	63	⑥性別 男
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
頁	行	【要旨】			
4	1	現時点において確実にその効果が期待でき、実現性も高い現行ダム計画の代替策として有効な治水対策は何かという観点からもう1度治水対策案全体を見直し、不適切な対策は本取りまとめ案から削除すべきである。			
20	1	【意見】			
35	1	<p>小生は、この有識者会議の目的は現行ダム計画に代わる有効な治水・利水対策を検討することにあると認識している。しかしこの中間とりまとめ案、特に第1章今後の治水対策の方向性を読むと、強い違和感を感じざるを得ない。そこに語られているのは、現行のダム計画に代わりうる有効な治水対策というよりはむしろ、現行の治水計画の次に来るべき将来の治水計画のあり方、あるいは現行の治水計画では全く考慮されていない計画安全度を越える部分、いわゆる超過洪水対策なのではないのか。時々思い出したように、脈絡もなく現行ダム計画の代替策が顔を覗かせるが、本当に語られているのは次世代治水計画、超過洪水対策のあり方であって、論理のすり替えが行われているのではないか。例えば、1・3計画の整備水準を上回る洪水への対応のあり方や1・4流域と一体となった治水対策のあり方における内水対策や超過洪水対策など、現行ダム計画の代替策とは何の関係もない話が全体の主たる部分となっている。その結果として、第5章複数の治水対策案の立案においては、現行計画では全く考慮されていない超過洪水対策や次世代治水計画の中でもう少し時間をかけて実現を図るべき対策としては十分考えられるが、現時点において確実にその効果が期待でき、実現性も高い現行ダム計画の代替治水対策としては何の役にも立たない対策や全く筋違いの対策、現在の技術水準の下では到底実現できない対策や社会的に実現する見込みのない対策など、現行ダム計画と同じ俎上に載せて議論することができないような対策が数多く取り上げられている。それに対しては、安全度や実現性などの評価を厳密に行えばよいという考え方なのであろうし、評価そのものは厳格に行うべきであるが、それではそれで良いのかというとそれはまた別問題であって、どういう対策が現行ダム計画の代替策足りうるのかを仕分けるのがこの有識者会議の本来の仕事ではなかったのだろうか。このままでは、効果のあるものもないものも、できるものもできないものも渾然として存在しており、ダムに代わりうる治水対策は幾らでもあるという、事実とは異なる誤解を国民に与える恐れがある。</p> <p>従って、現時点において確実にその効果が期待でき、実現性も高い現行ダム計画の代替策として有効な治水対策は何かという観点からもう1度治水対策案全体を見直し、不適切な対策は本取りまとめ案から削除すべきである。</p>			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号			メールアドレス		
④職業	団体役員		⑤年齢	63	⑥性別 男
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
頁	行				
29	21	<p>【要旨】</p> <p>治水上からも、利水上からもその効果が学問的に完全に否定されている森林の保全は、確実にその効果が期待でき、実現性も高い現行ダム計画の代替治水対策としては不適切であり、削除されるべきである。</p> <p>【意見】</p> <p>治水対策案の1つとして森林の保全が取り上げられている。しかしながらこの項目については、平成12年10月に農林水産大臣から諮問を受けた日本学術会議・特別委員会が平成13年11月付けの「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」の中で報告した通り、既に学問的に決着のついている事項ではないのか。同報告書の答申の中で森林の洪水緩和機能については、“森林は中小洪水においては、洪水緩和機能を発揮するが、大洪水においては顕著な効果は期待できない。”とされ、水資源貯留機能については、“渇水流量に近い流況では（無効日が長く続くと）、地域や年降水量にもよるが、河川流量はかえって減少する場合もある。”と結論付けられている。更に、“治水計画、利水計画は森林の機能でカバーし得ない流況変動に対して、ある水準までは安全・安定を確保したいとする要求への対応計画”であり、“あくまで森林の存在を前提にした上で、治水・利水計画は策定されており、森林とダムの両方の機能が相まってはじめて目標とする治水・利水安全度が確保される”とも述べている。このことは本取りまとめ案の中でも9p14行目から10p6行目にかけて同様の趣旨が記述されており、本委員会の中でも森林の整備がダムの代替案としては何の役にも立たないことが十分認識されておられたのではないかと思料されるところであるが、それにもかかわらず本項目がダムの代替策として取り上げられているのは理解に苦しむところである。更に仮に森林の整備が何がしかの役に立つとしても、既にわが国においては森林を整備する余地がないという現実もある。</p> <p>従って、学問的に見てダムの代替策としては何の役にも立たないことが明白な森林の整備は、確実にその効果が期待でき、実現性も高い現行ダム計画の代替治水対策としては不適切であり、削除されるべきである。</p>			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）						
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)				
③電話番号			メールアドレス			
④職業	団体役員		⑤年齢	63	⑥性別	男
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
頁	行					
24	22	【要旨】 排水機場、雨水貯留施設、雨水浸透施設、遊水機能を有する土地の保全及び水田等の保全は氾濫原内における内水対策であって、外水氾濫を防ぐために計画されているダムとはその目的を異にするので、現行ダム計画の代替治水対策としては筋違いであり、削除されるべきである。				
		【意見】 治水対策案の1つとして、排水機場、雨水貯留施設、雨水浸透施設、遊水機能を有する土地の保全及び水田等の保全が取り上げられている。この内、排水機場を除く項目は、いずれも降雨が河川に流出するのを抑制する機能を有している。一般にわが国の河川流域は上流側の山地部と下流側の氾濫原部とに大別されるが、氾濫原で生じる氾濫はまた上流部から流下した洪水を堤防が守りきれずに発生する外水氾濫と氾濫原自身に降った雨が河川に排水しきらずに発生する内水氾濫とに大別される。わが国では山地部が氾濫原部のおよそ10倍あるため氾濫の主体は古来外水氾濫であったが、明治以来の連続堤防を主体とする大改修によって外水氾濫に対する安全度は飛躍的に向上した。その反面氾濫原は高い堤防によって河川から隔絶されたため、近年では内水氾濫の頻度が高まり、特に高度経済成長期以降都市部に人口、資産が集中するようになると一層激化したため総合治水対策が採られ、その施策の中心をなしたのが保水・遊水機能の保全であったのはご存知の通りである。勿論この流出抑制策が山地部で行われた場合、河川を流下する洪水流量の低減に何がしかの影響を与える可能性は否定し得ないが、一般に山地部では都市部の割合が小さく、全体としてその土地の有する保水・遊水機能が損なわれている割合は極めて小さいので、とてもダムによる洪水調節に匹敵するような大きな効果は期待し得ない。従ってこの流出抑制策は主に氾濫原における内水対策であると結論付けざるを得ない。また排水機場の設置が代表的な内水対策であることは言うまでもない。一方ダムによる洪水調節が代表的な外水対策であることもまた論を待たない。このように両者は同じ治水対策といつても、対象としている氾濫は全く異なっているのである。従って、いくら内水対策である流出抑制策や排水機能を強化しても、河川の洪水流量を低減することを目的としたダムの代替とはなりえないので、これらの項目は現行ダム計画の代替治水対策としては筋違いであり、削除されるべきである。				

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）							
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)					
③電話番号			メールアドレス				
④職業	団体役員		⑤年齢	63	⑥性別	男	
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)						
頁	行						
21	17	<p>【要旨】 (氾濫原内における)遊水地、部分的に低い堤防の存置、霞堤の存置、輪中堤、二線堤及び土地利用規制などの氾濫原対策は、その効果が不明で、地域の合意形成など実現性にも乏しいため、現時点において確実にその効果が期待でき、実現性も高い現行ダム計画の代替治水対策としては不適切であり、削除されるべきである。</p>					
26	8						
26	18						
27	4						
27	14						
28	22	<p>【意見】 この中間とりまとめ案では、今後の治水対策の大きな柱として“流域と一体となつた治水”が謳われ、具体的な治水対策案としても（氾濫原内における）遊水地、部分的に低い堤防の存置、霞堤の存置、輪中堤、二線堤及び土地利用規制などの氾濫原対策が“従来からの地域に根付いた伝統的な防災工法を生かす”などという謳い文句とともに取り上げられている。この謳い文句が一体何を指しているのか具体的には示されていないが、それが江戸時代までわが国の氾濫原において展開されていた治水対策を示しているとすれば、江戸時代における治水対策がそのまま現在でも通用すると考えているのかと、思わず目を疑つてしまわざるを得ない。 確かに、戦国時代から江戸時代の初頭にかけてわが国の治水技術は飛躍的な進歩を遂げ、それまで不可能であった大河川下流部の氾濫原まで開発されるにいたったが、当時の技術レベルの下では、中小洪水に対してまでは堤防によって防衛が可能だったものの、大洪水に対しては堤防だけでは防御しきれず、霞堤による遊水、堤防の高さに差をつけたり、堤防の一部を切り欠くことなどによる重点地域の防衛、地域によつては控え堤などと呼ばれるような二線堤、三線堤などによる拠点防衛、その究極の策である輪中堤の設置、あるいは利根川における中条堤や荒川における日本堤などに見られるような遊水池の設置などによって、たとえ氾濫が生じた場合でも被害が局限されるような方策を講じていたのであるが、それでは今日その方策がそのまま通用するのかと言われれば、それには疑問を呈さざるを得ない。 </p>					
<p>江戸時代と今日の河川と氾濫原の有り様を比べてみると、まず第1に、人口・資産の集積や土地利用の程度が全く異なる。江戸時代における氾濫原は主に水田として利用されていた。水田は土砂さえ被らなければ、単に数日水没しただけでは大きな被害は出ないし、人家も疎らであったから二線堤、三線堤などによって、一部の土地を犠牲にすることにより被害を局限することが可能だったが、今日における防衛対象は人家密集地帯であったり、工場地帯である。僅かな浸水でも大きな被害が発生し、犠牲にできる土地も少ない。一旦氾濫されたら壊滅的な被害を生じる恐れがあるのである。</p>							
<p>第2に、江戸時代に比べて一旦氾濫したときの氾濫流量が格段に大きくなっている。江戸時代においては、河川は小さくてそこを通過できる洪水流量自身が小さく、その</p>							

結果として氾濫がいたる所で発生していたため、洪水流量は各地に分散され、1箇所当たりの氾濫流量はそう大きなものではなかった。こういう状況ならば一旦氾濫が生じた場合でも、何とか拠点を防御して、被害を局限することが可能だった。しかし明治治水以来の河川改修によって堤防は強化されて滅多に氾濫が生じなくなった代わりに、一旦氾濫が生じた場合の氾濫流量は格段に大きくなっている。こういう状況になると、江戸時代程度の氾濫流量の下では氾濫原対策によって何とか対処できたものが、今日のような大きな氾濫流量の下では生半可な対策では如何ともし難くなってしまい、仮に二線堤などにより拠点防御しようとしても、浸水される方の地域はそれこそ5~6mもの深さに水没することになって、まともな土地利用が不可能となるような状況に立ち至ってしまう。例えばカスリン台風の場合、栗橋の破堤地点で一体どのくらいの氾濫流量が生じたのか測定されていないので定かではないが、小生がシミュレーションによって推定した結果によると、ピーク時で毎秒およそ 6,000 立方メートルに達している。現在埼玉平野の排水を担う中川の計画高水流が毎秒 1,000 立方メートル程度であり、埼玉平野から利根川、江戸川などの外周河川に排水される排水機場の規模が毎秒 600 立方メートル程度であることを考えれば、一旦破堤氾濫が生じた場合の状況は想像がつくであろう。簡単に氾濫原で対処などというわけにはいかないのだ。このような状況が生じるのは、カスリン台風時の利根川やその他の多くの河川の場合がそうであるように、一旦外水氾濫が生じた場合、堤防が根底から破壊されるからである。仮に越水が生じた場合でも壊れない堤防が築造できるようになれば、堤防の上を通過して氾濫原に流れ込む流量はたいしたことはないから、氾濫が生じた後でも対処することはそれほど難しくなく、被害を局限することが可能になるであろう。そこに堤防強化の本当の意義があるが、別稿で記した通り、現在の技術レベルではそれに期待するわけにはいかないのが現状である。

第3の問題点として、果たして現在の状況において有効な氾濫原対策が計画できるのか、という問題がある。江戸時代には、計画技術は未熟であったが、頻繁に氾濫が生じていたがために、人々は経験によって氾濫流の動向を理解しており、おそらく試行錯誤の結果だったとは思うが、有効な氾濫原対策を打ち出すことが可能であった。今日においては明治以降の治水対策の結果、氾濫そのものが極めて稀な現象になってしまったが故に、残念ながらその経験は失われてしまっている。それでは、河川における計画のように、自然科学を駆使することによって、氾濫原対策を立案することが可能であろうか。河川における計画が可能となっているのは、単に計算によって流量が計算できたり、水位が計算できるからではない。洪水現象はきわめて複雑な現象であって、何らかのモデルを使って単に計算しただけでは、それが本当に実態を表しているのかどうか分からぬ。我々は洪水現象を数多く観測して、絶えず計算の結果を実現象により検証しているからこそ信頼にたる計画を立案できるのである。それでは、今日、氾濫原においてそのようなことが可能だろうか。確かに氾濫現象を解明するような計算モデルは数多く存在している。しかしその計算結果が本当に実態を表しているのか検証できるような実データは全く存在していない。氾濫原にはその実データを収集すべき観測装置1つ存在していないのではないか。このような状態で行政側はどのようにして有効な氾濫原対策を立案できるのであろうか。住民側に責任を持ってその計画を提示できるのであろうか。このような状況では、現行の河川計画に比べて

格段に地域の合意形成が重要となる氾濫原対策において、地域の合意形成を図ることなど到底不可能なのではないだろうか。

最後に、この取りまとめ案の中では全く言及されていないが、氾濫原対策を行う場合には様々な角度から法整備を行う必要が生じてくるであろうことも指摘しておきたい。確かにダムという施設はその効果も大きい代わりに、社会や自然に与える影響も大変大きな施設である。このためその事業の遂行を支えるために、電源開発促進法、特定多目的ダム法、水資源開発促進法、水資源開発公団法、(新)河川法など多くの法律が制定されているし、その社会的影響を緩和するためにも、公共用地損失補償基準の改訂、水源地域対策特別措置法、発電用施設周辺地域整備法、電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法など様々な法律が制定されている。氾濫原における遊水地や二線堤の整備、部分的に低い堤防の存置や土地利用規制など、そこに居住している地域住民との関係がダムより一層緊密な対策を実施しようとすれば、ダムの建設に伴って必要となった以上の法整備を図る必要が生じ、その整備には多大な時間を要するものと覚悟しなければならないだろう。

従って、(氾濫原内における)遊水地、部分的に低い堤防の存置、霞堤の存置、輪中堤、二線堤及び土地利用規制などの氾濫原対策は、その効果が不明で、地域の合意形成など実現性にも乏しいため、現行計画では全く考慮されていない超過洪水対策や現行計画の次に立案されるべき将来計画の治水対策としては十分考慮されるべき項目であるが、現時点において確実にその効果が期待でき、実現性も高い現行ダム計画の代替治水対策としては不適切であり、削除されるべきである。

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)				
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号	メールアドレス			
④職業	団体役員	⑤年齢	63	
⑥性別	男			
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
頁	行			
28	7	<p>【要旨】</p> <p>外水氾濫を防ぐためには何の役にも立たない宅地のかさ上げ、ピロティ建築等は、現行ダム計画の代替治水対策としては筋違いであり、削除されるべきである。</p> <p>【意見】</p> <p>治水対策案の1つとして、宅地のかさ上げ、ピロティ建築等が取り上げられている。このうち宅地のかさ上げは、かさ上げをした当人には都合が良いが周辺には悪い影響を与えるため、多くの自治体ではできるだけ抑制しているような方策である。このような方策が何故堂々と取り上げられているのか理解に苦しむ。それに対してピロティ建築は自分にも都合が良く、他人にも悪影響を与えない方法であるため、かつては総合治水対策などでは大いに推奨され、その整備を助成するようまで考えられた方策あるが、ピロティ建築にするかどうかは個人の自由であって、行政側には何ら強制力がないため、結局はなかなか普及しなかったという経緯がある。従って今回これを計画に折り込んだ場合、実際に実現するのかどうかを誰が担保するのか、実現性には大いに疑問が残る方策である。</p> <p>その上、そもそもこの方策は外水氾濫を防ぐためには何の役にも立たないのだから、外水氾濫を防ぐために計画されている現行ダム計画の代替治水対策としては筋違いであり、削除されるべきである。</p>		

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）				
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス	
④職業	団体役員	⑤年齢	63	
⑥性別	男			
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
頁	行			
26	20	<p>【要旨】</p> <p>外水氾濫を防ぐためには何の役にも立たない水害保険は、現行ダム計画の代替治水対策としては筋違いであり、削除されるべきである。</p> <p>【意見】</p> <p>治水対策案の1つとして水害保険が取り上げられている。この方策はかつて総合治水対策を実施した際大いに研究された方策で、一部民間機関により実現したものもあるが、わが国の場合には一旦災害が発生した場合の被害が大きすぎて実際にはなかなか普及しなかったという経緯がある。ダムの代替案として考える場合には、その範囲、被害の程度が一層大きいと考えられるところから、その実現には相当の困難が伴うものと考えられる。</p> <p>その上、そもそもこの方策は外水氾濫を防ぐためには何の役にも立たないのだから、外水氾濫を防ぐために計画されている現行ダム計画の代替治水対策としては筋違いであり、削除されるべきである。</p>		

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業	団体役員	⑤年齢	63	⑥性別	男
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
頁	行				
23	14	<p>【要旨】 河道内の樹木の伐採は、それを行うことを前提として立案されている現行ダム計画の代替治水対策としては不適切であり、削除されるべきである。</p> <p>【意見】 河道内の樹木の伐採については、中間とりまとめ案に記述されている通り、河道内の流下能力を向上させる方策としては有効である。しかしながら現在この方策を実行しようとすると、大抵の河川で環境保全等の理由から実行できていないのが現状ではないのか。しかも現在の治水計画においては、そもそも河道内に樹木などは生えていないことを前提に河道計画が作られている。従って、少しでも河道の疎通能力を高めるために河川管理者は河道内の樹木の伐採に鋭意努力すべきであるが、仮に万難を排してこれが実行できたとしても、それが実行されることを前提に成立している現行ダム計画が不要ということにはならないので、河道内の樹木の伐採は現行ダム計画の代替治水対策としては不適切であり、削除されるべきである。</p>			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号			メールアドレス		
④職業	団体役員	⑤年齢	63	⑥性別	男
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
頁	行				
27	23	<p>【要旨】</p> <p>外水氾濫そのものを防ぐことのできない樹林帯は、現行ダム計画の代替治水対策としては不適切であり、削除されるべきである。</p> <p>【意見】</p> <p>樹林帯は、中間とりまとめ案に記述されているように、堤防の治水上の機能を維持増進し、又は緩和する機能を有している可能性を否定することはできない。しかしながら現在の段階では未だに、越流時における堤防の安全性を向上させたり、堤防の決壊時に決壊部分の拡大を抑制できる、と実証されているわけではない。また、仮にこのような機能があることが実証されたとしても、越流時等に堤防の決壊そのものを防いでくれるわけではないので、現行ダム計画の代替治水対策としては不適切であり、削除されるべきである。</p>			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号			メールアドレス		
④職業	団体役員		⑤年齢	63	⑥性別
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
頁	行				
46	3	<p>【要旨】 利水関係については、もう少し本質的な部分から検討を行うべきである</p> <p>【意見】 治水対策案については、現行ダム計画の代替策というよりはむしろ次世代治水計画あるいは超過洪水対策という視点から対策案が検討されているという点については別稿において指摘した通りであるが、利水代替案を見ると、逆に過去に利水計画を検討した際に既に検討し尽くされた項目ばかりが並んでいて、本質的な議論がなされた形跡が見当たらない。確かに現在はかつてのようには水需給が逼迫した状況ではないのであまり力が入らないのかもしれないが、本質的な問題の中でも思い切って政策転換を行えば現時点でも実行可能なものもあるし、地球温暖化による将来の気候変動を考えれば水資源問題にも大きな影響を与える可能性があるので、水需給が一服している今こそ、関係者しか水利調整や渇水調整に参加できないところに起因する問題、その結果として一般国民と水利関係者間の間に存在している水利や渇水の認識の差に起因する問題、水利実態の開示と古い水利秩序の再編成、利水安全度に係る問題、計画と実管理との間にある乖離に起因する問題、あるいは経済財としての水資源のあり方など、わが国特有の、利水に係るもっと本質的な問題を議論するべきではないだろうか。</p>			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所 頁 行	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
	<p>【要旨】 導水事業を含む個別ダム検証については、これまでの交渉手続きと内容、法律上の位置づけを明確化し、さらに関係住民、自治体との協議を十分に行い、本年9月中には結論を示すことを意見する。</p> <p>【意見】</p> <p>霞ヶ浦・北浦・常陸利根川そして利根川下流部は、古来から漁業や農業を始めとした生活産業の基盤となる貴重な資源であり、また、その雄大で美しい水辺の景観は、沿岸に暮らす私たちに限りない恩恵をもたらすかけがいのない財産である。</p> <p>私たちは、洪水被害から地域を守り、水源を確保し、さらに水質を浄化するために、長きにわたり地元自治体と地元住民が一致団結し、国や県等との交渉を踏まえさまざまな取り組みを行ってきた。</p> <p>しかしながら、今回の個別ダム検証において、私たちにとって施策の根幹となる霞ヶ浦導水及び八ッ場ダムが、地元への説明なしに検証対象となったことは誠に遺憾である。</p> <p>従って国においては、県・地元自治体・地元住民とのこれまでの交渉経緯、協定、契約等の当事者とその内容について、また、河川法や多目的ダム法や関連裁判での方向性や位置づけを明確化した上で検証が必要と考える。</p> <p>検証期日については、本年の9月中には結論を示すことを意見する。</p>		

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

① 氏名（フリガナ）						
② 住所	(都道府県名)	(市区町村以下)				
③ 電話番号				メールアドレス		
④ 職業	法人職員	⑤ 年齢	64才	⑥ 性別	男	
意見該当箇所 頁	行	⑦ 御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
P 7	5	河川管理者は、施設整備の目標とその限界……ソフト施策……重要である。と記述されているが、「計画上の整備水準」をどのレベルとするのか重要である。「整備水準」を低くして施設整備の目標を低くし、いわゆる安全度を下げていながらその補完としてソフト施策で地域に負担を増やさせることは納得できない思いです。				
P 8	12	それぞれの地域で可能な限り「自己完結的」に洪水処理……とあるが河川は、上流から下流へ一連であり一部地域においての「自己完結的」に洪水処理することは困難と思われます。強いて言うなら「自己完結的」の部分を「下流への負担を軽減するべく」と修正するべきではないかと思います。				
P 32	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「部分的に低い堤防の存置」については、地域の理解・協力が得られるかが大いに懸念される。 ・ また、二線堤、樹林帯については、定量的な評価が困難であり本来治水対策として代替案になじまない施策であると思われます。 				
以上						

今後の治水」対策のあり方について 中間とりまとめ（策）に関する意見

①氏名			
②住所			
③電話番号	メールアドレス		
④職業	会社社員	⑤年齢	アラバ アラブ
意見該当箇所	専門		
賛	行	⑦ご意見	
		<p>(総論)</p> <p>I. 建設ダム(予算上)とそれ以外のダムとの検討、取扱いは根本的に区別すべきである。</p> <p>(i) 建設ダムは法的権利がある國の多目的ダム 國の多目的ダムは特定多目的ダム 法による國と地方自治体、並びにダム使用権者との協定が、補助ダムは補助金 通化法による権利がある。</p> <p>(ii) 建設ダムを建設途上で中止する場合 被補償者並びにダム事業参加者の内 中止に伴う損害補償のやり方を明確 にし下限すれば $T_0 = 5 \text{ Ton}$</p> <p>(iii) 中止に伴う補償のやり方、方針を明確 化した後は、初めて中止の協議を行なう ことは、原則として一方的に中止を宣言 することは不適である。中止と宣言をさせ るのは、中止の協議が成立した後である。</p> <p>(iv) 地権者の心情に配慮しては上記より $T_0 = 5 \text{ Ton}$、下方地方自治体への配慮を加え $T_0 = 7 \text{ Ton}$</p>	

意見該当箇所		①ご意見
頁	行	
		<p>a) タム事業は國と地権者、地方自治体との間で多年に亘る折合い、協議により合意に達した後は実施されている。</p> <p>b) 地権者は社会的・大局的視点から私情を抑えて合意協議に入らざるを得ない。補償分額が未定のままで中止宣言する行為は除外である。</p> <p>2. 連盟タム以外のタムでは中止を検討する事項は、自ら区別せよべきだ。連盟タムは、事業の進捗状況により検討事項は異なる。</p> <p>i) 連盟タムは法的手続きにより合意されてもうたわら、契約時と契約後の状況の変化について注目すべきである。</p> <p>ii) 共同事業者間で中止することが原則的な合意以外で、初めて中止の協議を行うことを加える。</p> <p>iii) 中止に伴う補償は中止を申立てた側の義務である。</p> <p>3. 中止に伴う手続、調整手続、地権者獲得等は極めて難しい。また、地権者と大局部・社会的視点から同意するにはお困りでした</p>

意見該當箇所		①ご意見
頁	行	
		<p>行政側が再び中止することをお願いするには極めて困難である。</p> <p>判事調整は複雑且多岐である。</p> <p>4. 有識者会議答申で“あわせて検討事項を限界して答申である”としてある。従って第3章3.1は削除すべきである。</p>

意見該当箇所		①ご意見
頁	行	
		<p>5. ダム代留保について、ダム以外の方は、による代留保が示されてゐる。しかし、いざ小も事実として実施に至るには、法制度の整備に加之、本検討に時間と要するものはかりであり、いざ具体的に事実か否かにしても、治水事業がどうであつたかに長年わたる地元開拓が過去に実現せぬまま行われて、やまと事実の実現せぬままである。従て地元開拓に多年を要しその間に於いて、かえり治水の安全度が低下してしまふ恐れが生じる。ダムの代留保といふは地元開拓者を説得し、ダムの代留保といふの反撥から採られても、ダムの代留保といふが錆固められて地元が侵入されくふるものが原因。</p>
		<p>6. 利水問題について、すでにダム等の施設が進んでいる場合、利水権(地方的治水)に暫定豊水水利権が付与されたりして、浄水場や下流からの導水施設が造成され、浄水が進行しているものもある。又一様な場合、水源に対するダム等の率定が二つある。一方的に中止宣言(不可小仕)、一方的に中止宣言(不可小仕)、一方的に政治的、行政的、財政的で地域における大混乱となる可能性が生じる。フルフラン水系河川部本来の水配分について地元自治水系河川部本来の水配分が可能である。体例で水争いが激化する可能性がある。</p>

意見該当箇所 頁	行	⑦ご意見
		<p>7. 國土の有効利用の観点からみても、ダム事業は上流山間部に立地しており、狭い國土での上流、下流で大きな水面地があり、水害多発の都市地域であると見て、この程度考え、土地利権に対する見方を立てて逆行しようとせずとも、実として國民の共感が得られるものであるが趣向である。</p>
		<p>8. 水害保険制度については第4章の中 に(21)宅地かさ上げ、ピコティ建築等 (22)土地利用規制(23)水害保険 制度が紹介されている。以前 多摩川の堤防決壊により19戸の住宅 が流失し(昭和49年)、住民裁判で 国が敗訴し、8億円余の損害賠償 を支払った事件がある。一方、利根 川本川堤が決壊したら40兆円の 巨額な津波被害が生じると関東地盤 は新聞で報じてあり、利根川本川堤決 壊が佐久にあつたとするところが確 実であると同時に、事前に想定され たとしている。人命が失われたと伝えられており。</p>

意見該当箇所		①ご意見
頁	行	
		<p>この様な事態への制度的な対応こそこの有識者会議が将来深遠として検討に値するものであと思料する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

(別添：意見提出様式市町村用)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①市町村名		
②電話番号		メールアドレス
意見該当箇所		③御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)
頁	行	
18	12	「識経験者を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。」とされているが、関係住民及び関係地方公共団体は、ダム建設による利害が伴うことから、ダム建設に関する協定書を締結しており、単なる意見聴取ではなく、少なくとも協定書を締結している地方公共団体には同意を得るべきであり、同意を得ることを前提とした手続きとするべきである。

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）				
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号	メールアドレス			
④職業	会社員	⑤年齢	48	
⑥性別	男			
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
頁	行			
13	6	個別ダムの検証にあたり、複数の治水対策案を作成し検討するとあるが、それは個別ダムの調査設計段階で実施済であり、その結果ダム建設が計画されてきたはずである。今回の検証のどこが従来と違うのか明らかにする必要がある。同じことを繰り返して、結局時間と経費の無駄に終わることを懸念する。		
23	22	堤防は、古くから必要に応じて近くにある土質材料を使用して嵩上げを繰り返してきた歴史がある。いつどんな材料を使用したのか記録のない構造物に対して、技術的対策として並べることはナンセンスであり、非現実的である。実現可能な唯一の方法は、現在の堤防を取り壊して作り直すことであるが、不可能と考える。		
30	8	(25) 洪水予測 (26) 水害保険などがダムの対案になる訳がない。その効果をどのように比較するのか、全く理解できない。		
40	16	「環境への影響」には5項目の評価軸を設定しているが、ダム建設時の環境への影響は項目から除外すべきである。既に完成したダムの貯水池は10年も経過すると建設前より豊かな自然が宿っており、市民の憩いの場になっている。その点を影響評価にするのが妥当である。		
45	1	利水の検討主体は利水参画者とあるが、自治体という狭い範囲だけではなく、国策として中長期的な利水計画はどうなっているのか、という視点で評価すべきである。国内あるいは世界の人口変動に対して、水や食料をどのように確保するのか、国全体の貯水容量がどれだけ必要か、という日本全体の利水計画が必要であると考える。自給率を上げるといつても、莫大な水が必要になることを忘れてはならない。		
59	1	日本の財政が逼迫する現状において、莫大なコストを要するダム建設に優先順位を付けることは必要不可欠である。ただし、検証に時間を要することは許されない。毎日、どこかで水害が発生している。時間の浪費こそ、最大のコストであることを忘れてはならない。		

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号	メールアドレス		
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所	<p>⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)</p> <p>近年の温暖化による異常気象は、各地で集中豪雨による被害が多発しており、その降雨量も軒並み記録を更新している状況にある。日本の国土の75パーセントが山林地帯であって、そのため急峻な地形を擁していることから、山間地域での地すべり、土石流、急傾斜地の崩壊等、さらに河川の氾濫による水害が頻繁に起こり、地域住民の生命・財産・生活を脅かし、年々その被害も甚大である。このような現状において、幾多の災害を防御することや、治水としての洪水調節の役割を果たす上でのダム建設事業は必要であると認識する。</p> <p>政権交代により、ダム建設が無駄な公共事業として公約された八ヶ場ダム建設事業中止は、長年に亘って国家政策との対立の末、国との契約による建設着工を選択した住民の総意を覆すもので容認しがたい。</p> <p>先の参議院選挙でのマニフェストでは、ダム事業については「予断を持たず検証を行う。」と記され、今後の個別ダム検証については、ダム建設廃止を前提とするものではなく、治水対策として有効かつ重要な事業として捉え、水没予定地域との交渉手続及び法律上の位置づけを明確化し、関係住民及び関係地方自治体の長との協議を充分に行い検証することと、その検証期日については、本年の9月中に結論を示すこと。</p>		

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
頁	行		
13	6	<p>2. 2 検証に当つての基本的な考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 総合的な評価に当たつての『コスト』について、下流域首都圏地域に於ける人口増及び都市インフラが被害を被つた場合の被害想定額並びに復興必要額をコストに反映させること。 ② 検証に伴うスケジュールを明確にすること。 ③ 検証に伴う地方自治体の意見集約や議会の同意等の仕組みを基本的な考え方反映させること。 	
13	14	<p>(2)において、「その他に、『事前に関係地方自治体等と協議したうえで』ダム以外の方法による治水対策案を必ず作成する」とする。</p>	
14	3	<p>(9)において「コスト」を最も重視する評価は、結果的に従来の手法と同じである。流域一体で治水対策を考えるのであれば、コストはあくまで評価軸の内の一つと考え、これまでの治水対策の歴史(地元住民や自治体との合意状況、事業の進捗状況)や地域特性(都市部、地方部)などを重視するべきである。</p>	
16	16	<p>3. 2 検討主体について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「直轄ダム」の検証に係る検討を「検討主体」に於いて実施する場合、検討のプロセスや内容を地方自治体に明らかにすると言う項目を追加する。 	
18	1	<p>3. 4 情報公開、意見聴取等の進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①意見聴取ではなく、地方自治体の合意を得ることを条件とする。 	
18	15	<p>3. 5 対応方針(案)の決定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「対応方針」の決定前に、地方自治体の合意を得ることを条件とする。 	
19	1	<p>第四章 検証対象ダム事業等の点検から第10章検討結果の報告等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各章ごとの条件として、各地方自治体の合意及び議会の承認等を条件とし、その結果を受け、国土交通大臣が判断を行い、法令に基づく手続を行うこと 	
21	1	<p>ダムの有効性の大小は此処のダムによって異なる。首都圏の河川が氾濫し、首都の都市機能が麻痺した場合、その被害及び復旧に係る時間・コストなど損害額は莫大である。そのため、個々のダムにおいての費用対効果をもう一度見直して必要性の有無等を検討し直す必要がある。</p>	
35	5	<p>実施中の事業についてはこれまでの投資費用や今後の投資費用だけでなく、住民との協議過程等を考慮のうえ中止ではなく継続の方針で考えるべき。また、ダム完成後にどの様にしたら観光面で有効利用できるかの検討も行うべきである。</p>	

(別添：意見提出様式)

40	3	地域振興に対する効果は「必要に応じ」ではなく、治水対策として整備する施設（ダムを含む）を、治水以外の有効利用（親水施設、観光地、河川敷等の利用）の可能性について、利便性や経済効果等を生むかを踏まえた評価軸を必ず設定すること。また、その際は関係地方自治体等と協議し、ソフト面の方針や施策を考慮すること。
----	---	--

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
頁	行	<p>【要旨】 個別ダム検証については、水没予定地域との交渉手続きと内容、法律上の位置づけを明確化し、さらに関係住民、自治体との協議を十分に行い、本年の9月中には結論を示す事を意見する。</p> <p>【意見】 個別ダム検証の理念については、ダム建設事業における水没予定地域の自治体・住民との生活再建計画や補償等の合意形成が前提である。 ダム建設は、水没地域住民にとって地域の歴史・伝統・文化・コミュニティの破壊等、これまでの生活が根本から覆される事業であり、下流地域の治水・利水の受益者のための事業である事の認識を検証の理念としてとらえる必要がある。 従って、国・県・下流地域・地元自治体・地元住民とのこれまでの交渉経緯、協定、契約等の当事者とその内容について、又、河川法や多目的ダム法や関連裁判での方向性や位置づけを明確化した上での検証が必要と考える。 検証期日については、本年の9月中には結論を示す事を要望する。 </p>	

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)にたいする意見

①氏名(フリガナ)					
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業	会社員	⑤年齢	50代	⑥性別	男
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
頁	行				
8	12	<p>【意見】</p> <p>自己完結的に河川への流出を抑制する具体策として流域対策があげられているが、これらによって抑制できる流出量は、極めて限定的であることは、現在実施中の総合治水対策河川の実例を見るまでもなく明らかである。棟間貯留や各戸貯留等の流域対策は、+αの効果はあるにしてもダム等の洪水調節施設の代替にはなり得ない。</p>			
20	1	<p>【意見】</p> <p>「複数の治水対策案の立案」では、氾濫を許容する計画案も検討対象としているように捉えられるが、洪水を河道内の HWL 以下に収めるという従来の考え方による計画案とこれらを同じ土俵で議論できるのか。河川整備計画と同程度の治水安全度の確保を対象にするのであれば、洪水位は HWL 以下にすることを目標とする治水計画案を比較対象にすべきではないか。</p>			
23	22	<p>【意見】</p> <p>「複数の治水計画案の立案」は、河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案するのであれば、計画高水位以上の水位を対象とする堤防の設計論は対象とすべきではない。あくまでも目標とする計画高水流を計画高水位以下で流下させるための施設計画を検討すべき。河道内の水位を極力下げるのが治水計画の基本ではないか。</p>			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号	メールアドレス		
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
頁	行	<p>【要旨】 豊富な洪水調節容量を期待できる利根川流域最大のハッ場ダムの検証にあたっては、首都圏における人口や経済の集積状況、洪水や渇水に対する首都機能の安全性の確保など、首都圏の特性を十分に考慮した上で検証を進め、<u>国の責任において早期に全事業を完成させること</u>。また、<u>地域住民の生活再建事業を一日も早く完了すること</u>。</p> <p>【意見】 利根川治水同盟は、「カスリーン」台風を契機として、昭和二十五年、利根川流域住民の生命と財産を水害から守るため、東京都・群馬県・栃木県・埼玉県・茨城県・千葉県の流域自治体により結成され、現在では一都五県の百八区市町村等により構成されている。 近年、地球規模の気候変動に起因した、台風の大型化や集中豪雨の激化など、様々な様相を呈して我々の生命や財産を脅かす自然に対し、これまでの整備では未だ十分とはいえず、今後より一層、万全な治水対策を推進していくことが強く求められている。 このような状況の中、ハッ場ダムは、広大な流域面積を持ち、豊富な洪水調節容量を期待できる利根川流域最大のダムであり、国と関係一都五県は共同事業により、今までこの建設を推進してきた。この洪水調節により、群馬県内の利根川本川沿岸はもとより、利根川下流部の茨城県・埼玉県・千葉県・東京都など首都圏各地を洪水の被害から守ることが期待されている。 我々は、ハッ場ダム建設が必要不可欠な事業であるとの立場から、今般の「今後の治水対策のあり方について 中間のとりまとめ（案）」について、次の事項を強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本検証は、河川整備計画に基づく、中期的な目標を達成するものであることを最初に明記すること。 2. 河川法及び特定多目的ダム法に定められている河川整備計画の変更や基本計画の廃止等に係る関係都道府県知事の意見聴取については、本検証で行うものではない。本検証とは別に、法に基づき実施すること。 3. 関係地方公共団体のうち、事業主体である国とともに応分の費用を負担する地方公共団体については、単なる意見聴取ではなく、合意を前提として検討を進めること。また、関係地方公共団体の数が多い場合も、代表の選定を行わず、全ての関係 	

	<p>地方公共団体を対象とすること。</p> <p>4. 河川整備計画が策定されていない水系において、目標とする治水安全度を設定する場合は、過去の流域における洪水被害の実績等を十分考慮し、安易な安全度の引き下げを行わず、関係地方公共団体の合意を得ること。</p> <p>5. ダム中止に伴い発生する費用については、関係自治体、利水者等への全支出額の返還等に要する費用（直轄負担金、利水者負担金、水特事業、基金事業など）や、中止後も必要となる生活再建事業、地域振興事業等に係る費用などを検証の過程で見込むこと。なお、ダム中止に伴い発生する上記費用については、国は責任を持って返還・負担すること。</p> <p>6. あと数年で工事が完成する事業については、他の治水対策案との比較において、治水効果の早期発現により軽減することのできる氾濫被害額を便益としてコスト評価に反映させること。</p> <p>7. ハッ場ダムについては、検証の工程を直ちに明確にするとともに、概算要求等の時期に関わらず、できるだけ早期に検証結果を出し、国が策定した基本計画で定めている平成27年度末の完成を目指すこと。</p> <p>8. 国土交通大臣は、関係地方公共団体の長の合意を得た上で個別ダムの対応方針を決定すること。</p> <p>9. 国土交通大臣は、判断の結果、河川整備計画の変更や基本計画の廃止等を進める場合には、当該計画の根拠となる法に基づき、関係地方公共団体の長との協議、意見照会、関係地方公共団体の議会の議決が必要であることを明記すること。</p> <p>10. ハッ場ダムの検証にあたっては、首都圏における人口や経済の集積状況、洪水や渴水に対する首都機能の安全性の確保など、首都圏の特性を十分に考慮した上で検証を進めること。</p> <p>11. 流域の一都五県が事業の継続を要請しているハッ場ダム事業については、国の責任において早期に全事業を完成させること。また、地域住民の生活再建事業を一日も早く完了することをここに強く明記しておく。</p>
--	--

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑥年齢	⑦性別
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
頁	行	<p>【意見】</p> <p>本市が位置する中川・綾瀬川流域は、低湿地帯という地勢に加え、急激な都市化などの社会的要因から度々浸水被害が発生しています。また、近年、地球規模的な気象の変化(温暖化)により、想定を上回る豪雨による浸水被害も発生しています。こうしたことから、現在、国、県においては、「中川・綾瀬川流域の特定都市河川浸水被害対策法の適用検討」や「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例の改正」に取り組むなど、これまでの「河川整備」に加えて「自治体による流域保水力の一層の維持・回復への対応」が強く求められており、今回の「できるだけダムに頼らない治水」への政策転換を進めるという考えに基づく「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ（案）」を踏まえ、今後、地方自治体における具体的な治水対策について検討されるよう要望いたします。</p>	

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)					
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業	—	⑤年齢	—	⑥性別	—
意見該当箇所 頁 行	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
8 6	都市域の現状だけではなく、農村や山間部における現状認識も記載すべきであり、具体的には、「農村における農業用排水路等の整備や、山間部における土砂災害対策において、土石流対策としての溪流保全工の整備、地すべり対策としての地表水・地下水排除工の整備等により河川への負担が増加している」といったことを追加記載すべきと考える。				
14 9	検証ダム周辺やその流域河川沿川に居住する住民の不安等を少しでも解消できるようにするため、検討期間をはっきりさせるべきであるので、『2.2 検証に当たっての基本的な考え方』の(11)に、「個別ダムの検証に当たっては、検討スケジュールを明確にした上で、検証を進める」といったことを追加記載すべきと考える。				
20 8	河川整備計画が策定されていない水系において、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する場合は、「過去の洪水被害や流域の人口規模など流域の特性を考慮し、河川整備方針と整合がとれた治水安全度を設定し、安易な治水安全度の引き下げをしない」といったことを追加記載すべきと考える。				
62 4	ダム建設に当たって、関係地方公共団体は国とともに応分の費用負担をしていることなどを踏まえ、「国土交通大臣の判断に当たっては、関係地方公共団体と協議し合意を得る」といったことを追加記載すべきと考える。				

今後の治水対策のあり方について 中間報告とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)					
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号			メールアドレス		
④職業	会社員		⑤年齢	52	⑥性別 男
意見該当箇所	⑦意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
頁	行				
1	18	<p>「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換とあり、ダムと他の対策とを比較して最適な方法を選択しようとしているようですが、ひとつの対策で全てうまくいくはずはありません。上下流の地形によって、また付近の経済事情等から、それぞれの場所に最適なそれぞれの対策が講じられるべきです。ダムも含めた対策等によって、総合的な効果として治水が検討されるべきではないでしょうか。</p>			
36	1 ～ 4	<p>「ダムが満水になる見込みとなった際、(中略)ダムによる洪水調節効果が発揮されなくなる。」とあります。河床勾配が急で大雨によって急に増水して水位が上昇する日本の河川においては、その水位上昇時間を少しでも伸ばすことが、最高水位を下げるためには重要なことといえます。特に河床勾配が急で流下時間が短い上流域で、降雨初期における危険な増水スピードをダムの貯水で遅らせることは最も効果的であると思います。</p>			
38	1	<p>「土地所有者等の協力見通しはどうか」とありますが、重要な問題であると思います。浸水のおそれは誰もが無いほうがいいのであり、浸水した場合には家屋は損傷するし、水田や遊水地でも泥水が流入すれば被害は発生します。多くの治水対策が記述されていますが、実際に講じることができる対策はごく限られたものとなってしまうと思われます。</p>			
45	2 ～ 3	<p>「多目的ダムの場合、治水と並んで利水の観点から検討することが重要である。」とあります。多目的ダムに限らず、ダムは利水や流水の正常な機能の維持等の働きがあることから、それらを正しく総体的に認識して評価されるべきだと思います。</p>			
		以下余白			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)			
②住所			
③電話番号		メールアドレス	
④職業	会社員	⑤年齢	61
⑥性別	男		
意見該当箇所	⑦意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
頁	行		
全般		洪水への対応、治水対策のあり方に述べられている内容は、「中間とりまとめ（案）」では、具体の方策が示されていないのは、この時点ではある程度理解しますが <u>極力具体の方策を提案もしくは早期に作成し提示する必要がある</u> と思います。	
7	上3	例えば 1. 地元自治体や住民の理解と協力を求めることが不可欠であり、河川管理者としての真摯な対応が求められる。 →どのような手法と体制のもと地元自治体や住民の理解と協力を求めるのですか	
7	上12	2. 住民相互の連携体制の強化（共助）や住民一人一人の自発的な危機意識と災害への備え（自助）が欠かせない。 →連携体制の強化の手法は、自発的な危機意識と災害への備えをどのように形成するのですか	
8	下1	3. 政府を挙げてその必要性を認識したうえで、実施できる体制をつくりあげることが求められる。→共通認識のあり方、実施体制をどのようにしてつくりあげるのですか、実行性が担保される内容になっていないとおもいますが等々	
		従来からこのような事への対応は、種々の手法・体制で実施してきたところである。しかし、実態としては、行政機関と地元自治体、住民との関係が希有になるとともに経済状況の悪化等と相まって、ダム事業に関わらず他の事業も関係者から理解がえられないのが実態である。 そこで、このような要因になったことも「検証」する必要があるのではないか。その検証結果を元に、具体的な手法と体制作りを実施することが重要ではないでしょうか。しかし、その検証、体制づくり、検討に時間が必要ないようにすべきではないでしょうか。	
6	上2	「用地補償基準妥結」の前にダム案と代替案に対する経済評価の比較……………	
	上5	事業の継続が妥当かどうかを検討することが重要である。としているが 用地補償基準妥結の時点では、既に地元との補償交渉が進んだ時点でありこの時点での事業の継続の検討結果によっては、各方面へ与える影響が大きいのではないか そこでダム事業の場合は、各事業の進捗段階（例えば予備調、実調、建設）において、「検証」を実施すべきでないか。検証の内容は今回の中間とりまとめによる。	

12	下2 下1	<p>ダムが本当に必要なものかどうかをもう一度見極め、としているがこの表現であると当時のダム計画が杜撰な内容により決定されたものであるとの感がいがめない。</p> <p>今回の検証は、当初のダム計画も当時は治水計画上必要な施設として位置づけられたものであり、時代の趨勢とともにその必要性の再検討を行うものであると理解する。</p> <p>そのことから、ダムが現在でも必要なものかどうかをもう一度見極めと修正する。</p>
20		<p>第5章 複数の治水対策案の立案</p> <p>複数の治水対策案の中に、「ため池」がないのは何故ですか。</p> <p>ため池は、治水効果の高い施設として、ある河川では総合治水対策に位置づけされています。</p> <p>しかし、総合治水対策に位置づけされた「ため池」も、各行政機関・関係者等との調整不足のため、有効活用されていないのが実態です。</p> <p>そこで、ため池を治水対策として位置づける場合、各行政機関・関係者等との調整状況を評価軸とするとともに法規制をも考慮する必要があるとおもいます。</p>
38	53	<p>その他の関係者との調整の見通しはどうか</p> <p>事業実施する場合の関係者とは治水・利水の場合は、明記されている以外に河川を、憩いの場等として利用している方、キャンパー、釣り人、その河川を利用して上水道供給している水道を利用している人々等不特定の方への理解（調整）をどのような形で得るのか、また、必要はないですか。即ち評価軸に加える必要ないですか。</p> <p>従来、各事業に対しての意見は、直接的な関係者よりそのような不特定の方からの声が大です。その事からしても、不特定の方を無視することは出来ないと思います。</p>
		以 上

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)					
②住所	(都道府県名) (市区町村以下)				
③電話番号	メールアドレス				
④職業	自営業	⑤年齢	21	⑥性別	男
意見該当箇所 頁 行	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
16 24～ 25	「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となつて、検証に係る検討を行う。」				
意見（1） 【要旨】 ダム事業者自らの検証では真のダムの見直しができない。ダム事業者と切り離した第三者機関、住民参加を保証した第三者機関によってしか、ダムの客観的科学的な検証は行えない。					
今回の案では検証検討主体はダム事業者であって、ダム事業者自らがダムの検証を行うことになっているが、これではダムの客観的科学的な検証を行うことができない。従来の河川行政ではダム事業者、すなわち、河川管理者によってダム計画が先にありきの、科学性を欠いた治水計画・利水計画が策定されてきたのであるから、そこにメスを入れて、その抜本的な見直しをしなければ、客観的科学的な検証になるはずがない。検証検討主体をダム事業者とは別の第三者機関とすることは真のダムの検証を行うための必須条件である。この第三者機関はダム事業者が委員を選任するのではなく、公募した委員で構成されるものとし、公開の場で住民参加のもとに客観的科学的な検証を行うものでなければならない。このようにダム事業者と切り離した第三者機関、住民参加を保証した第三者機関によってしか、ダムの客観的科学的な検証が行えないのであって、検証検討主体を、住民参加を保証した第三者機関に変える必要がある。					

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)					
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号			メールアドレス		
④職業			⑤年齢	⑥性別	
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
頁	行				
16	24～ 25	<p>「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討を行う。」</p> <p>意見（2）</p> <p>【要旨】補助ダムの検証作業は道府県知事だけではなく、国土交通大臣の下でも行ってその結果を公表すべきである。</p> <p>とりわけ補助ダムの見直しは、推進の立場である道府県知事が、国土交通大臣から要請されて行う作業であるから、おざなりの検証検討で終らせてしまうことが十分に予想される。補助ダムについても住民参加を保証した第三者機関による検証作業が是非とも必要である。</p> <p>さらに補助ダムは事業主体が道府県であるが、各道府県の判断だけで推進されてきたものではない。各道府県で実際にダム行政を取り仕切っているのは、国土交通省から道府県の建設関係部に出向している幹部（土木部長や県土整備部長など）であって、旧政権下では国土交通省の主導の下に補助ダムの推進が図られてきた。国土交通大臣は、補助ダムについて国土交通省の官僚たちが行ってきたことを見直す責務がある。</p> <p>さらに、地方交付税措置も含めると、補助ダムは事業費の3／4近くを国が負担しているので、国費支出の無駄を防ぐため、検証検討の責任は国にある。</p> <p>したがって、補助ダムについては道府県知事に検証検討を要請するだけではなく、同時に国土交通大臣の責任の下に検証検討作業を行い、その結果を公表し、継続の是非を道府県知事と協議するようにしていくことが必要である。</p>			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
頁 行			
18 3~6	<p>「検討主体は、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」</p> <p>意見（3）</p> <p>【要旨】ダム推進を求める大合唱の場となる「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置すれば、予断なきダム検証の障害となる。</p> <p>現在の地方公共団体のほとんどはダム推進の立場にあるから、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置すれば、ダム推進を求める意見に集約されることは目に見えている。八ヶ場ダムを例にとれば、関係6都県知事はいずれも八ヶ場ダムの推進を強く求めており、関係市町村も八ヶ場ダムの推進を唱えている。当然のことながら、八ヶ場ダムに関する「関係地方公共団体からなる検討の場」が設置されれば、八ヶ場ダムの推進を求める大合唱の場になることが確実に予想され、客観的な検証が行うことが困難となる。この検証作業では関係地方公共団体の長は別に意見を聴き、その意見を反映するようになっているのであるから、それで十分である。ダム推進を求める大合唱の場となる「関係地方公共団体からなる検討の場」は予断なきダム検証の障害となるので、そのような検討の場は設置してはならない。</p>		

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号	メールアドレス		
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所 頁 行	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
18 9～ 13	<p>「・検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う。 ・学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。」</p> <p>意見（4）</p> <p>【要旨】ダム事業の見直しを求める市民は検証作業から実質的に排除されているので、公開された第三者機関を設置して住民参加の道を開くことが必要である。</p> <p>ダム事業の見直しを求める市民の関係では、「情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う」「関係住民の意見を聴く」ということしか書かれていない。この「関係住民」にダム見直しを求める市民が含まれているかどうかも定かではないが、それらの市民はせいぜい公聴会、場合によってはパブリックコメントで意見を聞きおくだけであるから、検証作業にその意見が反映されることはほとんど期待できない。ダム見直しの機運が高まってきた最も大きな要因はダム事業の見直しを求める市民の声が大きく広がってきたことにあるにもかかわらず、その市民を排除した検証作業で真のダムの検証が行えるはずがない。意見（1）で述べたように、ダムの検証は公開の場で住民参加のもとに第三者機関によって行うことが客観的な検証の必須の条件である。真の検証を行うために、公開された第三者機関を設置して住民参加の道を開くことが是非とも必要である。公開された第三者機関のモデルとなるのが淀川水系流域委員会である。</p>		

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所 頁 行	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
19 12～ 15	<p>「基本計画等の作成又は変更から長期間が経過しているダム事業については、必要に応じ総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」</p> <p>意見（5）</p> <p>【要旨】ダム事業者によるデータ等の詳細点検では数字の操作が行われるので、第三者機関によるデータ等の詳細点検が必要である。</p> <p>「計画の前提になっているデータ等について詳細に点検を行う。」ことは科学的なダム検証を進めていく上で必須の作業であるが、問題はこの点検を誰が行うかである。今回の案では、ダム事業者自らがこの点検を行うことになっているが、しかし、ダム事業者は今まで、ダム事業を推進するために数字の操作を行ってきた。たとえば、ダムの治水効果を過大評価してダム依存度の高い治水計画にするとか、河道の流下能力を過小評価して、ダムが無いと氾濫するかのような計算結果を示すなどである。ダム事業者が今まで行ってきたことを見れば、ダム事業者が自ら「データ等について詳細に点検を行う」といっても、その結果を信用することができない。ダム建設を前提とした数字の操作をまた行うと考えられるからである。意見（1）で述べたように、ダム事業者と切り離した第三者機関がダムの検証を行い、その過程でデータ等の詳細な点検を行うことが必要である。</p>				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)					
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号			メールアドレス		
④職業			⑤年齢	⑥性別	
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
頁	行				
20	7~9	<p>「複数の治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。」</p> <p>意見（6） 【要旨】治水対策案は近年の最大観測流量と同程度の安全度を確保することを基本として立案することが必要である。</p> <p>「河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。」とあるが、この目標流量を現実性のある流量に設定することが肝要である。多摩川では河川整備計画の目標流量（石原）を1974年洪水の観測流量4,500m³/秒としており、他の水系でも多摩川のように近年で最大の観測流量を採用すべきである。ところが、ダム計画がある水系では過去最大の実績流量を採用するといいながら、流出モデルで求めた計算流量を使って、近年の観測流量とかけ離れた大きな数字にしていることが多い。たとえば、山鳥坂ダム計画がある肱川水系では河川整備計画の目標流量(大洲)を1944年洪水の5,000m³/秒としているが、これは計算流量であって、近年の最大観測流量3,200m³/秒と比べてきわめて過大な値になっている。よって、ダムの検証では「河川整備計画における目標と同程度」とするのではなく、「近年の最大観測流量と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。」とする必要がある。</p>			
22	9.22	<p>「(6) 河道の掘削 (8) 堤防の嵩上げ」</p> <p>意見（7） 【要旨】河川管理者は河道の流下能力を過小評価することが多いので、河道の流下能力を科学的に評価することが必要である。</p> <p>河道の掘削や堤防の嵩上げによる治水対策案を検討する際に留意すべきことは、河道の流下能力を正しく評価することである。ダム計画がある水系の河川整備計画は河道の流下能力を過小評価して、それによってダムの必要性がつくりだされていることがしばしばある。近年の洪水についての痕跡水位の調査結果に基づいて、河道の流下能力を科学的に評価することが必要である。そうしないと、河道の掘削や堤防の嵩上げによる治水対策案は必要以上に過大な規模になってしまいうことが予想される。河道の流下能力を科学的に評価することを基本的な前提条件として、河道の掘削や堤防の嵩上げといった治水対策案を立案する必要がある。</p>			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所 頁 行	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
35 19～ 22	<p>「●河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか」</p> <p>河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として治水対策案を立案することとしており、このような場合は同様の評価結果となる。」</p> <p>意見（8）</p> <p>【要旨】近年の最大観測流量と同程度の安全度の確保を基本として治水対策案を立案することが必要である。</p> <p>意見(6)で述べたように、ダムの検証では「河川整備計画における目標と同程度」とするのではなく、「近年の最大観測流量と同程度の安全度を確保することを基本として治水対策案を立案する」必要がある。</p>		
35 23	<p>「●目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか」</p>		
36 4～6	<p>「堤防は、決壊しなければ被害は発生しないが、ひとたび決壊すれば甚大な被害が発生する。」</p> <p>意見（9）</p> <p>【要旨】決壊しない堤防または決壊しづらい堤防を極力導入し、そのことを前提として、目標を上回る洪水が発生する場合の状態を明らかにすべきである。</p> <p>第5章 複数の治水対策案の立案で、(9) 決壊しない堤防（23ページ22行）、(10) 決壊しづらい堤防（24ページ5行）が明記されているのであるから、それらの堤防の導入を前提として評価すべきであり、ここは第5章に合わせて次のように記述すべきである。</p> <p>「堤防は、決壊しなければ被害は発生しないが、ひとたび決壊すれば甚大な被害が発生するので、決壊しない堤防または決壊しづらい堤防を極力導入し、そのことを前提として、目標を上回る洪水が発生する場合の状態を明らかにする。」</p>		

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号	メールアドレス		
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
頁	行		
37	8～	〔(2) コスト	
	11	●完成までに要する費用はどのくらいか 各治水対策案について、現時点から完成するまでの費用をできる限り網羅的に見込む。」	
意見(10) 【要旨】ダムの事業費は今後増額されることが予想されるので、現在の計画の枠内での残事業費（完成までに要する費用）で評価することは誤りである。			
<p>ダム事業者は今までダム事業費の増額はないと言いながら、事業費の増額を繰り返してきた。多くのダムは事業を継続すれば、災害防止対策費、工事の遅れに伴う追加予算などで、事業費が今後も大きく膨らむことが予想されるので、ダム事業を現在の計画の枠内の残事業費（完成までに要する費用）で評価することは誤りである。特にダム事業者が自ら行うダム検証では、残事業費の真実が明らかにされることはずしてない。</p>			
37	12～	●維持管理に要する費用はどのくらいか	
	14	各治水対策案について、維持管理に要する費用をできる限り網羅的に見込む。」	
意見(11) 【要旨】ダムの維持管理費に堆砂の除去処分の費用を加算することが必要である。			
<p>ダム事業の維持管理費には、堆砂の進行に伴って必要となる貯水池内の堆積土砂の浚渫や処分の費用が含まれていない。その堆砂の除去処分費用が毎年10億円の規模に及んでいるダムもある。ダムの維持管理費に堆砂の除去処分の費用を加算する必要がある。</p>			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号			メールアドレス		
④職業			⑤年齢	⑥性別	
意見該当箇所 頁 行	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
40 23	<p>「●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」</p> <p>意見（12）</p> <p>【要旨】ダム事業者による自然環境への影響評価では従来の環境アセスと同じことを繰り返すだけであるから、第三者機関による客観的な検証が必要である。</p> <p>ダム事業に関しては環境アセスが行われてきているが、ダム建設を進めるための手続きとしての環境アセスに過ぎない。ダムの建設によってかけがえのない自然が大きく損なわれるにもかかわらず、環境アセスでは特段の影響がないとされている。ダム事業者自らのダム検証では自然環境への影響評価は従来の環境アセスと同じことを繰り返すだけであるから、その面でも、意見（1）で述べたようにダム事業者ではなく、住民参加を保証した第三者機関による客観的な検証でなければならない。</p>				
41 8～ 13	<p>「●土砂流動はどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか</p> <p>各治水対策案について、土砂流動がどのように変化するのか、それにより下流河川や海岸における土砂の堆積又は侵食にどのような変化が生じるのか、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。」</p> <p>意見（13）</p> <p>【要旨】ダム事業に関しては計画堆砂量の科学的根拠と、堆砂が引き起こす諸問題について徹底検証を行うことが必要である。</p> <p>ダム事業に関しては堆砂の進行が大きな問題になっていることが多い、その科学的な評価が不可欠である。既設ダムの堆砂実績を見ると、計画堆砂量を大幅に上回る速度で堆砂が進行していることが少なくないから、まず、計画堆砂量の科学的根拠を徹底的に調べなおす必要がある。その上で、堆砂の進行が引き起こす諸問題、すなわち、ダム上流部での河床上昇による氾濫常襲地帯の形成、ダムの治水利水機能の縮小、河口付近で起きる海岸線の後退などを的確に予測する必要がある。しかし、ダム事業者自らが、堆砂とそれが引き起こす問題を正しく科学的に評価することはありえないから、この問題についても第三者機関による検証が不可欠である。</p>				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
頁	行		
45	6～ 11	<p>「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、例えば、上水であれば人口動態の推計など必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。あわせて、利水参画者に対し、代替案が考えられないか検討するよう要請する。」</p> <p>意見（14）</p> <p>【要旨】利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離した第三者機関による検証が不可欠であって、基礎データから洗い直して、従来の利水計画にメスを入れる必要がある。</p> <p>今まで利水参画者はダム事業者と一体となって、ダム事業推進の理由をつくるため、次のように非合理的な利水計画、すなわち、「①水道用水等の需要は実績では増加が止まり、減少傾向になっているにもかかわらず、将来の需要は増加していく」、「② 地盤沈下はすでに沈静化しているにもかかわらず、地盤沈下対策として水道用地下水を削減するための代替水源が必要である」、「③水道の漏水率がかなり高くても、それを放置し、漏水防止計画も立てないまま、ダム事業への参画を優先する」という利水計画を策定してきた。また、河川管理者（ダム事業者）は、河川の流量に余裕があつて、取水に支障をきたしたことがないにもかかわらず、利水参画者の水利権の一部を暫定水利権として、ダムによる暫定解消が必要であるとしてきた。</p> <p>このようにダム事業を前提とした利水計画が利水参画者とダム事業者によってつくられてきたのであるから、利水参画者に水需給計画の点検を求めて、やはりダムが必要だという答が返ってくるだけである。</p> <p>利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離した第三者機関による検証が不可欠である。住民が参加した第三者機関によって、基礎データから洗い直して、水需要の過大予測と保有水源の過小評価を行う従来の利水計画にメスを入れ、科学的、客観的な検証が行われなければ、現在の利水計画がそのまま生き残るだけである。</p>	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号	メールアドレス		
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所 頁 行	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
49 6	<p>「(15)既得水利の合理化・転用」</p> <p>意見(15)</p> <p>【要旨】取水の実態に合わせて、暫定水利権を安定水利権として許可するように、水利権許可行政を根本から変える必要がある。</p> <p>ダムの利水の検証において最も重要な課題の一つはダムの暫定水利権の全面見直しであり、そのことを利水代替案として明記することが必要である。</p> <p>従来の河川行政では、渇水期の流量はすべて既得水利権と河川維持用水として利用されているので、河川に新たに取水を求める場合はダム計画への参加が必要とされ、ダムが完成するまでは暫定水利権として取水が許可されてきた。しかし、實際にはダムができていないにもかかわらず、暫定水利権による取水が長年何ら支障なく、行われてきており、暫定水利権という扱いがされているものの、実態は安定水利権と変わらないものとなっている。</p> <p>したがって、取水の実態に合わせて、暫定水利権を安定水利権として許可するように、水利権許可行政を根本から変える必要がある。そのためには、現在の水利権許可行政が合理的に行われるか否かについて第三者機関が検証することで必要であって、この面でも第三者機関によるダム検証は欠かせないものである。</p> <p>なお、暫定水利権を安定水利権として許可するためにはそれに伴う費用負担の仕組みを検討し、過大に設定されている河川維持用水の見直しが必要である。</p>		

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所 頁 行	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
50 20~ 23	<p>「(1)目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利水参画者に対し、開発量として何m³/s必要かを確認するとともに、その算出が妥当に行われているかを確認することとしており、その量を確保できるか」 <p>意見(16)</p> <p>【要旨】第三者機関による利水計画の科学的、客観的な検証が必要である。</p> <p>意見(14)で述べたように、利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離した第三者機関による検証が不可欠である。住民が参加した第三者機関によって、基礎データから洗い直して、従来の利水計画にメスを入れ、科学的、客観的な検証を行わなければ、「利水参画者が本当にダム開発水を必要としているか否か」の真実を明らかにすることができない。</p>		
52 3~9	<p>「(2)コスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ●完成までに要する費用はどのくらいか <p>各利水対策案について、現時点から完成するまでの費用をできる限り網羅的に見込んで比較する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●維持管理に要する費用はどのくらいか <p>各利水対策案について、維持管理に要する費用をできる限り網羅的に見込んで比較する。」</p> <p>意見(17)</p> <p>【要旨】ダム事業者が行う検証では、ダムの残事業費の真実が明らかにされない。</p> <p>意見(10)で述べたように、利水対策案についても、多くのダムは事業を継続すれば、災害防止対策費、工事の遅れに伴う追加予算などで、事業費が今後も大きく膨らむことが予想されるので、ダム事業を現在の計画の枠内での残事業費（完成までに要する費用）で評価することは誤りである。特にダム事業者が自ら行うダム検証では、残事業費の真実が明らかにされることとは決してない。</p> <p>また、意見(11)で述べたように、ダムの維持管理費に堆砂の除去処分の費用を加算する必要がある。</p>		

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号			メールアドレス		
④職業			⑤年齢	⑥性別	
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
頁 行					
60 2~7	<p>「次のような考え方で総合的に評価を行う。</p> <p>①一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを前提として、「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。」</p> <p>意見（18）</p> <p>【要旨】残事業費ではなく、ダム事業がもたらす様々なマイナス面を最重視して、治水対策案の総合評価が必要である。</p> <p>意見(10)、(17)で述べたように、ダム事業者は今までダム事業費の増額はないと言いつながら、事業費の増額を繰り返してきた。多くのダムは事業を継続すれば、災害防止対策費、工事の遅れに伴う追加予算などで、事業費が今後も大きく膨らむことが予想されるので、ダム事業を現在の計画の枠内での残事業費（完成までに要する費用）で評価することは誤りである。特にダム事業者が自ら行うダム検証では、残事業費の真実が明らかにされることは決してない。</p> <p>さらに、完成までに要する費用を中心とする「コスト」という物差しで見れば、ダム事業の建設が進むほどその残事業費が小さくなつて、ダム案が有利となり、ダム案が自動的に選択されることになる。残事業費ではなく、ダム事業がもたらす様々なマイナス面、災害誘発の危険性、かけがえのない自然の喪失、堆砂の進行による様々な弊害などを最重視して、治水対策案の総合評価が必要である。</p>				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所	（都道府県名）	（市区町村以下）			
③電話番号			メールアドレス		
④職業			⑤年齢	⑥性別	
意見該当箇所 頁 行	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
63～ 66	「検証の対象とするダム事業（直轄） 検証の対象とするダム事業（水機構） 検証の対象とするダム事業（補助）」				
<p>意見（19） 【要旨】検証対象ダムの拡大が必要である。</p> <p>現在予定されている検証対象ダムは、85ダム（直轄・水資源機構32ダム、補助53ダム）であって、残りの59ダム（それぞれ23ダム、36ダム）は本体工事契約済みであるとか、既存施設の機能増強事業であるとかの理由で、検証対象外になっている。</p> <p>しかし、その中には内海ダム再開発、浅川ダム、路木ダム、当別ダム、辰巳ダム、天ヶ瀬ダム再開発、鹿野川ダム改造、湯西川ダムなど、必要性が希薄で基本的な問題を抱えるダム事業も含まれており、それらのダム事業もその是非を検証する必要があるので、検証対象ダムを拡大すべきである。</p>					
15 18～ 20	「検証が終了するまで、国土交通省は当該ダムについて用地買収、生活再建工事、転流工事、本体工事の各段階に新たに入ることとなる予算措置を講じないものとする。」				
<p>意見（20） 【要旨】各ダム事業について現在進行中の工事の仕分け作業を至急行って中止後も必要となる工事と安全確保のための工事に限定することが必要である。</p> <p>検証対象のダム事業の工事については「新たな段階には入らない」という措置がとられているだけであるので、ほとんどの工事がストップすることなく従前どおり続けられている。そのため、ダムが中止となればまったく不要となる転流工、工事用取り付け道路等の関連工事、八ッ場ダムの湖面1号橋に見られる水没予定地の生活・景観を大きく破壊する諸工事までが進行中である。これらの工事を凍結しなければ、公費の無駄遣いを防ぐことができず、現地は関連工事による環境と生活の破壊がどんどん進んでいくことになる。</p> <p>各ダム事業について現在進行中の工事の仕分け作業を至急行って中止後も必要となる工事と安全確保のための工事に限定することが必要である。</p>					

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2010年8月13日金曜日 11:11
宛先: chisunoarikata@mlit.go.jp
件名: 今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見 s15510050403[1]

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名(フリガナ)	[REDACTED]		
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]
④職業	農業	⑤年齢	65
意見該当箇所	⑥性別 男		
頁 行	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		

今回作成された文章が最初から最後まで全て河川関係の専門用語技術的用語を多用・羅列されていて、公表された文章を一般国民が河川事業の治水・利水・代替案等について意見を述べようとしても「中間とりまとめ（案）」そのものを理解することは不可能であります。それとも理解できない国民は最初から国政に参加する資格は無いのですか。

「結論」多くの国民が理解できる文章（図表入り）に書き換え出直す。有識者の差し替えもして下さい。

【記入例】今後の治水対策のあり方に
ついて 中間とりまとめ（案）に関する
意見

①氏名（フリガナ）	治水 有男（チスイ アリオ）		
②住所	(都道府県名) ○○県	(市区町村以下) ○○市○○	
③電話番号	○○○ (○○○) ○○○○	メールアドレス	○○@○○
④職業	会社員	⑤年齢	38
意見該当箇所	⑥性別 男		
頁 行	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		

(別添：意見提出様式)

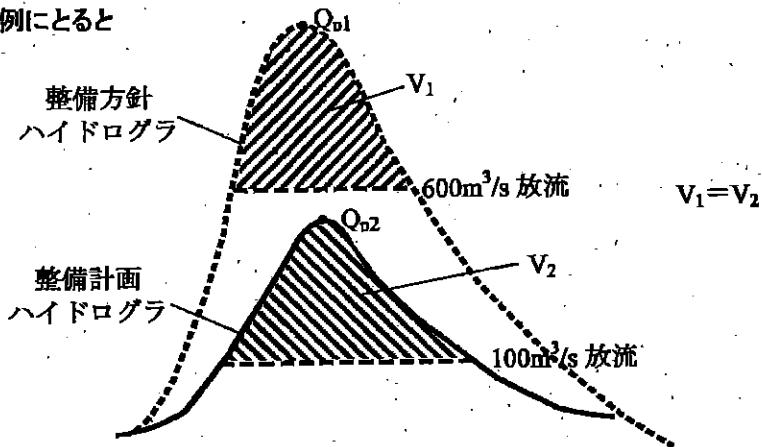
今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

① 氏名 (フリガナ)			
② 住所 (都道府県名)	(市区町村以下)		
③ 電話番号		メールアドレス	
④ 職業	自営業・町会議員	⑤ 年齢	60
⑥ 性別	男		
意見該当箇所 頁 行	<p>⑦ 御意見</p> <p>情報公開、意見聴取会の進め方については関係団体、議会、ダム対策協議会等の中でもダム建設について、意見の相違がある、組織の長が全体の意見を集約しているとは考えにくい、全体の意見を的確に把握する工夫が必要。</p> <p>森林の保全は、課題があるとしているが、緑のダム構想といわれるものもある、自然環境の面からもこれを進めてほしい。</p> <p>ダムが観光に役立つのは、ごくわずかな限られた場合と条件の場合である、大部分は全く期待はずれになっている、過去の実例を検証すべき。設楽ダム計画があることで有望な観光資源を生かした対策がとれずにきている、逆に川を生かした観光を考えたい。</p> <p>設楽ダムの場合、地権者の立木トラスト運動、部落すべてが一丸となった反対、限界集落化が一層進むとの懸念、町の中心部にダムをつくる計画に根強い反対がある。</p> <p>地域振興の効果はダムを取りやめ、例えば太陽光パネルによる発電、売電で山や耕作放棄地、空き店舗対策、住宅政策につなげれば将来が見えてくる。特区構想も合わせて計画が必要。</p>		
(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）			
②住所			
③電話番号		メールアドレス	
④職業	会社員	⑥年齢	73
⑤性別	男		
意見該当箇所 頁	⑦御意見 ダムと代替案の安全度について		
	<p>有識者会議の議事録によれば、河川整備計画におけるダムと代替案の安全度の取り扱いに関する考え方について問題提起されているが、どうも議論が噛み合っていないように見える。すなわち、ダムは基本方針の安全度（たとえば、1/100～1/200）を目標にしてダム計画を立て建設されているが、代替案になれば整備計画の安全度（たとえば、1/20～1/50）を目標に計画されるから、このままでは安全度に差があって両案を比較出来ないのではないか、だからダムの取り扱いを明確にすべきであるという。まさにその通りであるが、この点に関しても議論の内容が噛み合っていないように思える。</p> <p>私は 2010.2.08 に「今後の治水のあり方に関する意見」を提出し、「それぞれの地域に相応しいバランスを持った治水計画によって河川行政を行うべきである」ことを提案したが、その中の「2. ダムと河道との配置のバランス」でこの問題にも言及した。すなわち</p> <p>①「なるべくダムに頼らない治水」ということが、「ダムに頼りすぎない治水」ということであれば納得できる。ダムは申すまでもなく洪水波をピークカットするなど河道（堤防等）ではできない水理学的機能を有している。一方、堤防は治水工法における基本施設であるのでそれぞれの有用性を使い分け、経済性、効率性を考慮して地域にあった適切な治水工法を選択し、バランスのある治水計画とするべきである。</p> <p>②既存ダムがあるときは、ダムの弾力的運用を行いダムの有効活用を図る。特に緊急的に治水効果を発揮させる必要があるときは、たとえば淀川水系の既設ダムのように当面の河川計画に見合ったダム放流量とするなど操作規則を改定する。また、そのことによるダムの危機管理に対しては、同じく淀川水系の青蓮寺ダムにおける事前放流による弾力的運用などで対処する。</p> <p>③長期の治水計画上でダムが適切であるときは長期計画に見合ったダムを建設し、短期の治水計画では前述の既設ダムと同様に、当該ダムを当面の治水計画に見合った弾力的運用を行うことを前提に河道計画を策定する。将来、段階的に治水安全を高めていく施策とする。</p> <p>ことを提案した。つまり、現在建設中のダムは河川整備基本方針に沿った安全度を目標に計画されているので、今般策定する河川整備計画では建設ダムの治水容量を最大限使用して整備計画に見合ったダム放流量とする暫定放流量で運用すべきであるという提案である。</p>		

る。例えば下図を例にとると



基本方針規模を対象洪水とすればダムの最大放流量は $600\text{m}^3/\text{s}$ でなければならないが、整備計画規模の対象洪水ではこれを $100\text{m}^3/\text{s}$ まで較ることができる。であれば、整備計画のダム最大放流量は $100\text{m}^3/\text{s}$ とし下流の河道断面は単純に考えれば $100\text{m}^3/\text{s}$ 河道を造ればよい。つまり、ダムをこのように弾力的に運用すれば、便法的には代替案と同じ安全度として比較できるし、実際上もダムはそのように運用すべきである。

上記例の場合の考え方としては、

$$\begin{aligned} \text{ダム案(整備計画)} & \cdots \text{計画ダムの暫定運用 + 安全度達成までの差額流量} \text{河道} \\ & = \text{ダム} (600\text{m}^3/\text{s} \text{ 放流運用}) + (100\text{m}^3/\text{s} + \text{残流域流量}) \text{ 河道} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{代替案(整備計画)} & \cdots \text{ダムなし + 安全度達成までの差額流量} \text{河道} \\ & = (Q_{p2} + \text{残流域流量}) \text{ 河道} \end{aligned}$$

を比較することになる。

今般策定する短期計画の河川整備計画と長期計画である整備基本方針の安全度には相当の開きがあるが、河川整備の進展に伴って河川整備計画が逐次改定されていくことを想定すると、最終的な河川整備計画の安全度は整備基本方針の安全度と同じになるはずだから、最終的な河川整備計画の考え方は前述の例をとれば次によくなる。

$$\begin{aligned} \text{ダム案(整備方針)} & \cdots \text{計画ダムの本来運用 + 安全度達成までの差額流量} \text{河道} \\ & = \text{ダム} (600\text{m}^3/\text{s} \text{ 放流へ変更}) + (600\text{m}^3/\text{s} + \text{残流域流量}) \text{ 河道} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{代替案(整備方針)} & \cdots \text{ダムなし + 安全度達成までの差額流量} \text{河道} \\ & = (Q_{p1} + \text{残流域流量}) \text{ 河道} \end{aligned}$$

つまり、ダムは操作規則を変更して運用を変えることにより対応し、河川の安全度の向上は河道改修等を逐次増強しながら高めていくという柔軟な施策で対応するというものである。

実際には、他河川からの合流量、河道内での貯留効果、その他の治水工法による水理学的影響などのために複雑な計算を必要とする場合があるが、要するに安全度を同じにしてはじめて優劣の比較が出来るのである。

		<p>そして優劣を比較する場合には、別途意見を提出しているように「時間軸を考慮した事業効果」をも含めて評価すべきである。</p> <p>我が国が人口減少、少子高齢化、莫大な財政赤字という状況下において、今後コスト最小を目標にした治水対策を目指すことには大いに賛成である。</p> <p>ただこの場合においても、治水政策の長期的観点にたった判断をすべきである。特に長時間かかっているプロジェクトについては、批判は沢山あるとしてもプロジェクトの完成が真に治水対策にとって有効であれば、これまでの投資や努力を無為にさせないという判断も極めて重要な施策と考える。</p> <p>有識者会議のバランスを持った判断をお願いします。</p>
--	--	---

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)				
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		メールアドレス		
④職業	会社員	⑤年齢	40	
⑥性別	男			
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
頁	行			
43	8	「評価軸の内、安全、コストについては定量的評価が可能であるが、それ以外の評価軸については定性的に評価せざるを得ないと」とあるが、なんらかの定量的な評価手法を開発するべき。このことが、本中間取りまとめの結論が「コストありき」に結びつく要因となっていると思われる。		
59	10	「現代の社会においては価値観が多様化しており、このような配点を設定すること等は困難である」とあるが、これを諦めてしまったがために、政争の道具にされてしまったのではないか。価値観が多様化しているからこそ、定量的な判断が必須である。		
59	13	「「コスト」を最も重視することが考えられる。」とあるが、「安全」を最も重視すべき。コストは確かに定量的に評価し易いが、それが理由で最重要視することには反対である。「安全」ために無尽蔵に費用を費やすことは不可能であるがこの表現は納税者の一人として反感を覚える。		

今後の治水対策のあり方について中間取りまとめ(案)に関する意見

①氏名(フリガナ)					
②住所					
③電話番号					
④職業	会社員	⑤年齢	59歳	⑥性別	男
意見該当箇所	(7)御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
6	1-5	今後、「用地補償基準妥結」の前に…事業の継続が妥当かどうかを検討すると記載されているが、「補償基準妥結」するときは補償に關係する住民の大多数は事業に合意していると思われる。その時期に第三者の意見を聴きながら事業の継続か否かを検討することは、下流受益地のためを思い決断した人の心を踏みつけにすることともなりかねないので「建設事業着手」前、または、「基本計画告示」前が適切であると考えられる。			
5 13 16	19 15 8	段階的に…確保されるについて、まさにその通りで生活再建工事、付帯工事、その他各工事の内分割後送りし段階的に事業化できるものは当初より後送りとする。しかし、ダム本体のように分割困難なものは基本方針にて築造せざるを得ないが、これも河川整備計画の安全度を基本とする考え方で当面施工(例えばクロスなどは当面坊主ダムとして施工その後ゲート設置)、そして段階的に向上していくことなども可能と考えられる。			
20	4-9	検証対象ダムを含む案は…河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保すると記載されているが、河川整備計画にあわせた小規模のものを沢山築造することはダムの適地の減少より、困難となっておりまた不経済であるとともに近年頻発している異常洪水時に放流能力不足が発生する等、不安全施設の築造につながる。そこでダムは基本方針レベルとし代替案とのコストの整合方法を明確に指示することが適切であると考えられる。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）				
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		メールアドレス		
④職業	会社員	⑤年齢	33	
⑥性別	男			
意見該当箇所		⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
頁	行			
14	10	「個別ダムの検証は、・・・事業の継続方針又は中止の方針を決定するものである。」となっているが、河川整備計画レベルの治水対策案の比較検討だけではダム事業の継続、中止を判断することは出来ないのではないかと思う。比較するのであれば、基本方針レベルの治水対策案との比較ではないかと思う。		
60	6	総合的な評価におけるコストについて、完成までに要する費用、維持管理に要する費用等も評価するとあるが、「ダム中止に伴って新たに発生する費用」も必ず生じてくると思うので追記すべきではないかと思う。		
42	4	流水の正常な機能を維持することは、良好な河川環境を維持・増進するために重要であり、河川法にも明記されている。流量の確保が河川整備計画に明記されている場合には、治水安全度同様に代替案の前提条件とするべきではないかと思う。		
1	—	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備基本方針に掲げられている安全度の確保はどのようになるのですか？ ・河川整備基本方針という一律の整備ではなく、地域ごと、流域ごとの独自の河川整備を目指すという方向に治水方針を転換されたのですか？ ・「出来るだけダムに頼らない。」大きな治水政策の変換なら、もう少し具体的な方向性を示すべきではないかと思います。 		

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業	会社員	⑤年齢	47
⑥性別	男		
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
頁	行		
60	1	河川整備計画では、一定の整備期間における整備内容が記載されており、時間と内容がセットとなっている。「コスト」を重視するにしても、現在の河川整備計画で示している整備期間と確保できる目標レベルが同等若しくは優る対策案であることを前提とすべきではないか。	
39	0	柔軟性 河川の掘削は堆積により効果が低下するあるが、このリスクを安易に想えていいか? 毎年毎年河道に重機を投入して掘削を確実に維持できるのか?	
14	0	評価軸の欠落 追加(11) 地域(特に水没地)との約束の履行の重要性、言葉を換えれば国の信用の視点が欠落しているのではないしょうか? 政権が変わろうとも、約束の履行は最優先で履行する必要を明記すべき。 追加(12) 日本をどうしたいのか?治水の目標を明記すべき。 日本の財政の政策目標とともに治水目標を明記すべき。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業	会社員	⑤年齢	49
⑥性別	男		
意見該当箇所 頁 行	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
37 15	<p>「ダム中止に伴って発生する費用等について、できる限り明らかにする。」とありますが、「ダム中止に伴って発生する費用として、水源地域対策、水没地域住民の生活再建・地域振興に要する費用、環境への影響緩和措置のための費用、流水の正常な機能を確保するための費用等、できる限り明らかにする。」と具体的な内容を盛り込むように変更すべきだと思います。</p>		
42 6	<p>「各治水対策案について、流水の正常な機能に寄与できるか否かを明らかにし、できない場合は課題について整理する。」とありますが、正常流量の確保は治水対策同様、河川管理者の義務であると考えますので、整理に留めず課題解消のための代替案を立案し、実現のためにコスト等を試算してしかるべきだと思います。</p>		
22 22	<p>堤防のかさ上げ</p> <p>堤防は土盛という、素材の持つ不安定さ、基礎地盤の問題（昔の沼や川の上に作られた堤防など）があり、安易にかさ上げを行うのは問題があるのではないかでしょうか。現にボーリング調査等を実施していると聞いております。</p> <p>コストで評価というのであれば、堤防をかさ上げしたときに起こり得る堤防決壊リスクの上昇及び、その被害の増分もコストに組み入れて検討するべきだと思います。</p>		

(別添：意見提出様式)

①氏名(フリガナ)			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業	会社員	⑤年齢	40
⑥性別	女		
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
頁	行		
1		検証のダムの現段階の評価については中間とりまとめ時（平成22年8月？）時点で、各ダム個別の状況を評価して下さい。また、各ダムにはそれぞれの状況があり、5段階で単純にくくることは難しいと思います。	
5	21	治水は「国家百年の計」と言います。肱川において、整備方針での最終目標の治水安全度(1/100)を考慮した場合でも「ダムに頼らない治水対策」が成り立ちますか。今、山鳥坂ダムを中止すると肱川最後の優良治水対策を失ってしまう事に重大性に気づくべきです。	
13	15	検証に際しては河川整備計画の目標安全度を基本と/or、その内容が河川整備基本方針との整合が図れず、長期的な河川整備に支障をきたす恐れがあります。よって「治水対策案は、河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する」を「治水対策案は、河川整備基本方針の目標と整合を図りつつ、河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する」に修正願います。	
60	1	「②また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。」とありますが、「②また、河川整備計画の整備予定期間(20年～30年)内に効果を発現するか、加えて近年の被害実績等から見て早急な治水安全度があがるかなど時間的な観点から見た実現性を評価する。」に変更して下さい。	
62	5	国土交通大臣は、判断の結果を公表するとありますが、ダム中止との判断を下した場合、補償協議がある程度進んでいたダム事業においては、水没地権者等に対する結果説明や今後の対応方針の提案など、個別具体的な対応が必要だと思います。その旨を明記して下さい。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業	自営	⑤年齢	54
⑥性別	男		
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
頁	行		
1	9	<p>「できるだけダムに頼らない治水」への政策転換を目的とした検証のために、とりまとめ（案）の公表をされました。対象となる84事業の85のダム等については、それぞれ地域の特性や実情に即し計画・立案されたダムと考えます。</p> <p>また、事業の進捗についても、各々の事情により様々な状況にあると思います。</p> <p>肱川に計画されている山鳥坂ダムでは、水源地域住民は辛く重い30年という長い年月を経て、昨年9月、国が提示した「補償基準」に地元組織が合意しております。</p> <p>補償基準の合意とは、移転者が将来の生活設計を見据えて出した結論であり、一つの物指しで事情の違う事業を検証することは無理があると思います。</p> <p>検証作業において、地域の実情を充分に反映させ、肱川に適した結論を出されることを強く要望します。</p>	
3.5	20	<p>第7章 評価軸について</p> <p>河川整備計画については、河川整備基本方針で示している治水対策の中期までの整備を具体的に示したもので、最終的に方針で示す治水安全度の確保のための一部であると理解しております。</p> <p>従いまして、「河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として治水対策案を立案することとしており、このような場合は同様の評価結果となる。」とありますが、「河川整備基本方針との整合を図り河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として治水対策案を立案することとしており、このような場合は同様の評価結果となる。」に変更すべきだと思います。</p>	
4.2	3	<p>肱川では、昨年4月から5月にかけて長期に渡る記録的な少雨により、上流に位置する鹿野川ダムでは完成以来50年間で最も低い水位を記録し、基準点となる大洲地点での正常流量が6日間に渡り下回ったと聞いております。</p> <p>幸いにも大きな被害はありませんでしたが、整備計画では流水の正常な機能を維持するための必要量を確保することも一つの目的とされております。</p> <p>従いまして、「(8) 流水の正常な機能の維持への影響」とされていますが、「(8) 流水の正常な維持の確保」に変更をお願いしたい。</p>	
3.7	9	<p>示されている治水対策案の中には、流水の正常な機能が確保できない案もあります。</p> <p>このことから、多目的ダムであっても、コスト比較については、次元を合わせるために、流水の正常な機能の維持を除いたコストによって評価すべきと思います。</p>	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）				
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号	メールアドレス			
④職業	会社員	⑤年齢	44	
⑥性別	女			
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
頁	行			
1	9	下流受益者の事ばかり考えていては水没地域の生活が成り立たない状況である。検証と併行的に道路整備や生活再建などの対応が急務。		
6	1	用地補償基準妥結の時点では、既にダム案と代替案に関する経済評価の比較や関係地域住民と合意形成が済んでいる。このようなことは、もっと前の段階で行っておくべきことである。合意形成が既になされているダム事業は速やかに完成させ、効果を発現させるべきである。		
36	18	'例えば・・・明らかにする。'とあるが、「被害が頻発し早急な対策が求められる地域では、各治水対策案について、対策実施手順を想定し、5年毎にどのような効果を発現するかについて明らかにすべきである。		
21	9	<p>ダムの有効活用</p> <p>既存のダムは、立地条件が優れたところにあるダムが多く、ダム規模の割に容量が大きいダムがある。</p> <p>一方で、その容量が十分に使われていないダムもある。提案の通り、有効活用を行うべきで、より効率よく再開発を望む。</p>		

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

① 氏名（フリガナ）				
② 住所	(都道府県名)	(市区町村以下)		
③ 電話番号		メールアドレス		
④ 職業	会社員	⑤ 年齢	58	
⑥ 性別	男			
意見該当箇所		⑦ 御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
頁	行			
1	9	ダムにたよらない治水方策は時間をかけて検証し、実行すればよいと思うが、水没地域にしてみれば、下流受益者の事を考える状況ではなくなってきたおり、検証と平行して道路整備や生活再建などの対応が急務であるのでその趣旨を明記すること		
13	15	治水対策案は、河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。」と記述されているが、「治水対策案は、河川整備基本方針との整合を図り、河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。」に変更すべき。		
20	7	「複数の治水対策案は、河川整備計画における目標と・・・・を基本として立案する」とあるが、「複数の治水対策案は、河川整備基本方針との整合を図りつつ・・・・し、同計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する」に変更すべき。		
42	3	「流水の正常な機能の維持」は、河川法の目的の一つであり、これを確保するための方策を検討する必要があるため、「流水の正常な機能の維持への影響」を「流水の正常な機能の維持の確保」に修正すべき		
62	1	国土交通大臣は、・・・再検討を行うことを指示となっているが、そうなると最終結論が更に先延ばしとなり、関係住民等に多大な迷惑を掛けることになるため、あくまでも検討段階で手順や手法を十分にチェックし、手戻りが発生しないように注意すべきではないか。		

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業	林業	⑤年齢	61
⑥性別	男		
意見該当箇所 頁 行	<p align="center">⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)</p>		
	<p>ダム水没予定地の住民は、下流受益地等からの要請を受け、苦渋の決断の上で先祖代々受け継いできた土地や財産を提供することに同意した。ダムによっては長い反対運動などの苦悩を経ている。こうした関係者への配慮が欠けている。政権交代や大臣の一存で今後の生活設計の大修整を迫られる関係者に対し「人にやさしい政治」「国民の生活が第一」という選挙時の文言は矛盾していないか。</p>		
	<p>検証の必要性は否定しないが、本来、水没地およびその周辺で実施すべき道路整備などの地域振興策は二重投資とならないよう、水源地域対策のためダム事業などで実施される予定であり後回しにされてきた。こうした事業も検証に伴い凍結されるのは不公平である。どのダムにおいても生活再建工事等の対応は行うべき。</p>		
	<p>私は肱川のこれまでの洪水被害の経緯と水量の減少から、山鳥坂ダムによる治水と正常流量の確保が必要と、今年2月に意見を提出しました。今回の中間取りまとめには「頂いた御意見を参考にして」とありますが、私の意見はどのように参考にされたのか、どのような理由で中間とりまとめに反映されなかったのか、意見は大臣や有識者にきちんと伝えられているのか、教えていただきたい。</p>		
	<p>最終目標の治水安全度（肱川の場合1/100）を考慮した場合でも「ダムにたよらない治水対策」が成り立つか疑問。既に30年も山鳥坂ダムに翻弄されて、ようやく建設を受け入れた地元が、その後改めてダム計画を受け入れる可能性は皆無です。そう考えると、ダムなしで整備方針レベルの安全度の確保は不可能と思います。</p>		

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)				
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		メールアドレス		
④職業	会社員	⑤年齢	51	
⑥性別	男			
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
貢 行				
6 1	<p>「今後、用地補償基準妥結前にダム案と代替案に関する経済評価の・・・事業の継続が妥当かどうかが検討することが重要」とあるが、「今後、実施計画調査から建設段階にあがる前にダム案・・・」に変更すべき。</p> <p>【理由】</p> <p>用地補償基準妥結前では地元住民に多大な迷惑がかかることとなるため、用地補償基準妥結前ではなく、実施計画調査から建設段階にあがる前に十分な議論が尽くされる必要がある。</p>			
13 0	<p>検証に当たっての基本的な考え方</p> <p>(3) 河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。とあるが、日本国の中程ある発展の思想が必要であり、全国一律最低でも$1/100$の安全度を設定して計画を検証すべきであり、流域毎のシーリングをかけた整備目標の設定を変更すべきである。</p> <p>全国一律、最低$1/100$の治水安全度の達成は必要である。</p>			
60 8	<p>時間的な観点から、河川整備計画では早期に治水安全度を向上させる目的で期間を設定されていることから、「一定期間内」を「河川整備計画期間内」に変更すべきである。</p>			
62 1	<p>「国土交通大臣は、地方整備局等及び水機構に対しては、再検討を行うことを指示し」となっているが、そうなると最終結論が更に先延ばしとなり、関係住民等に多大な迷惑が掛かるため、検討段階で手順や手法を十分にチェックして、手戻りが発生しないようにすべきである。</p>			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）				
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		メールアドレス		
④職業	会社員	⑤年齢	46	
⑥性別	男			
意見該当箇所		⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
頁	行			
35	9	ダム中止に伴って発生するコストとしては、ダム事業とセットで想定していた道路改良などの地域振興に係る費用も計上すべきである。社会的影響等としては、水没地域の地権者の方々への影響や、事業を期待していた地域の建設産業等への影響などを含めて検討すべき。また、当然の事ながら、ダムを中止した場合に、将来的な河川整備基本方針の目標の達成が可能であるか否かの検討も不可欠。		
35	19	'河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として治水対策案を立案することとしており、このような場合は同様の評価結果となる。' とあるが、「河川整備基本方針との整合を図り、河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として治水対策案を立案することとしており、このような場合は同様の評価結果となる。' とすべき。		
63	13	山島坂ダムについては、国土交通省事務所と地元関係者間で損失補償に関する協定の内容については合意されているとともに、土地売却を前提とした借地も行われている。また、地元関係者も大凡の補償金額を示された上で生活再建に着手していることを踏まえると、山島坂ダムの「平成22年4月1日時点の段階」は「調査・説明段階」を「用地買収」にすべき。		

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業	会社員	⑤年齢	50
⑥性別	男		
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
頁	行		
6 3	1 3	・山鳥坂ダムの現在の段階的位置づけは補償基準の合意（＝実質上妥結）であり「生活再建」とすべきである。	
1 6	8	3. 1 検証の概要 「その際、治水対策案は、現行の河川整備計画における目標と同程度の安全度……」 とあるが、「その際、治水対策案は、河川整備基本方針との整合を図り現行の河川整備計画における目標と同程度の安全……」とすべきである。	
6 1	1 8	大臣が継続・中止の最終判断を行うときは、判断の理由を明確にして、特に中止する場合は、地域の安全や安心に対する不安がなくなるよう、中止に伴う社会的影響を回避するための措置、ダムに代わる具体的な対策案、河川整備基本方針の目標達成の見込みなどを判断結果と合わせて公表するべきで、中間とりまとめにもその内容を明記すべきである。	
3 6	1 8	「例えば……明らかにする。」とあるが、「度重なる水害で早急な対策が必要な地域では、各治水対策案について、対策実施の手順を想定し、5年毎にどのような効果があるのか明らかにすべきである。	
1	—	<ul style="list-style-type: none"> ・案では現行の河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保するとしているが、肱川では1/40程度しか達成されない。 ・肱川の河川整備基本方針は1/100の安全度が最終的な目標なので、とりまとめ案で最も重要視するとされているコストを比較する場合や、達成の工期を比較する場合も、最終的な目標で検討することが必要ではないか。 ・整備計画の目標までの安全度が安く早く達成できても、基本方針の安全度が達成されず、時間もかかり、費用も高額になるのであれば、意味がないのではないか。 	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業	会社員	⑤年齢	36
⑥性別	男		
意見該当箇所 頁 行	<p style="text-align: center;">⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)</p>		
6 1	<p>「今後、用地補償基準妥結前にダム案と代替案に関する経済評価の・・・事業の継続が妥当かどうか検討することが重要」となっているが、「今後、実施計画調査から建設段階にあがる前にダム案・・・」に変更していただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>用地補償基準妥結前ではそれまで多くの時間を費やし協議を重ねてほとんど結果が出た時期で、すでに水没地域住民は移転準備に入っており、この段階で事業継続が妥当かどうかを検討することは、水源地域住民に混乱と精神的負担をかけることとなり、関係住民の感情を無視した考えだと思う。</p> <p>そのため、用地補償基準妥結前ではなくて、実施計画調査から建設段階にあがる前に十分な議論が尽くされる必要があると思う。</p>		
13 15	<p>治水対策案は、河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。」となっているが、河川整備計画は河川整備基本方針の目標を効果的に高めて行くために対策可能なものを組み合わせたもので、河川整備計画の安全度のみを考え基本方針との整合性がなかったら河川整備に支障が出るのではないか。</p> <p>そのため、「治水対策案は、河川整備基本方針との整合を図りつつ河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。」に変更していただきたい。</p>		
37 15	<p>「ダム中止に伴って発生する費用等について、できる限り明らかにする。」となっているが、検討主体で対応が違うといけないため、「ダム中止に伴う費用として、水源地域対策、水没地域住民の生活再建・地域振興に要する費用、環境への影響緩和措置のための費用、流水の正常な機能を確保するための費用等を、できる限り明らかにする。」と具体的に書いていただきたい。</p>		
61 1	<p>検討結果の報告期限が明示されていないため、検討結果の報告が遅れる可能性があるので、「検討主体から本省への検討結果の報告は、平成23年の春頃を目標とする。」と期限を決めていただきたい。</p>		

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）			
②住所			
③電話番号		メールアドレス	
④職業	会社員	⑤年齢	46
⑥性別	男		
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
頁	行		
2	2	「樹林帯等」、「水田等の保全」を追加するとともに」とあるが、有識者会議において、何故樹林帯や水田保全をことさら特筆に値する治水対策であると判断したのか科学的合理性をもって説明を御願いしたい。	
6	1	「今後、用地補償基準妥結前にダム案と代替え案に関する経済評価の・・・事業の継続が妥当かどうかの検討をするが重要」とあるが、用地補償基準妥結前では、地元住民は将来に向けての生活設計を立てている段階にあり、この段階での判断は地元住民に多大な迷惑を掛けることなることから、予備調査から実施計画調査からに入った段階で十分議論をするので、この段階にするべきだ。	
16	8	「その際、治水対策案は、現行の整備計画における目標と同程度の安全度・・・」とあるが、基本理念は1、2での記述のように整備方針ではないのが、「治水対策案は、河川整備方針と整合を図り河川整備計画における目標と同程度の安全度・・・」とするべきだ。	
36	18	「例えば・・・明らかにする。」とあるが、肱川のように治水安全度が低く上下流の整備のバランスを考える必要な河川においては、「被害が頻発し早急な対策が、求められる地域では、各治水対策案について、対策実施手順を想定し、5年毎にどのような効果を発現するかについて明らかにする。」とするべきだ。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)						
②住所						
③電話番号			メールアドレス			
④職業	会社役員		⑤年齢	59	⑥性別	男
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
頁	行					
60	5	「①一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを前提として、「コスト」を最も重視する。」とありますが、「①一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを前提として、地域の実情に配慮しつつ、「コスト」を最も重視する。」と変更するべきです。				
37	17	「第7章（2）コスト」について 「ダム中止に伴なって発生する費用について、できる限り明らかにする。」とありますが、「ダム中止に伴なう費用については、ダムの実情に応じて、水没地域住民の生活再建、水源地域対策、地域振興対策、流水の正常な機能を確保するための費用等をできる限り網羅的に見込む。」と変更するべきです。				
36	21	「段階的にどのように安全度が確保されていくのか」について 浸水を繰り返す河川の地域特性を考慮し、河川整備計画期間において流域全体での安全度がどのように確保されていくのかということを明らかにしていただきたい。				
38	21	「実現性」について 「見込み（見通し）を明らかにする。」という非常に抽象的な言葉で締めくくられてしまい、本当に可能なのでしょうか？河川内の土地には、民地が多く、戦後の登記がなされていない土地も多くあり、簡単に見通しが立つとは思えません。結果として事業の遅れにつながることが懸念されます。まず、コストの前に、実現性を高く評価するべきではないでしょうか？				
1	-	<ul style="list-style-type: none"> ・案ではコストを最も重視して検討を行うとありますが、河川の整備は治水のためだけに行われるのではありません。 ・肱川においては近年水量が減っており、清流肱川の豊かな流れを取り戻すことも治水と同様に重要ではないでしょうか？ ・川というのは私たちの生活の一部であり、洪水に対してだけ安全な川であればいいというわけではありません。 ・検討にあたっては、環境などの他の要素もコストと同様の位置付けで検討していただきたい。 				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)				
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		メールアドレス		
④職業	会社員	⑤年齢	65	
⑥性別	男			
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
頁	行			
20	7	「複数の治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する」となっていますが、「複数の治水対策案は、河川整備基本方針との整合を図りつつ河川整備計画における保全すべき地域を対象とし、同計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する」に変更すべきであると思います。		
35	9	ダム中止に伴って発生するコストとしては、ダム事業とセットで想定していた道路改良など長年の懸案事項となっている地域振興に係る費用も計上すべきだと思います。		
36	21	「段階的にどのように安全度が確保されていくのか」について、浸水を繰り返す河川の地域性を考慮し、河川整備計画期間において流域全体で安全度がどのように確保されていくのか明らかにすべきだと思います。		
31	0	公的水害制度は政権が骨子を示すべきものであると思います。あくまでも被害額の補填でしかなく、流量を低減させたり流下能力を向上させたりする機能はない。よって、この手の制度を治水対策案の検証対象にするのはおかしいのではないかと思います。		

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)						
②住所						
③電話番号		メールアドレス				
④職業	会社員		⑤年齢	54	⑥性別	男
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
頁	行					
13	17	P5にも書かれていますように、「最終的に河川整備基本方針で目標とする安全度が確保される」となっております。治水対策案としてはあくまでも河川整備基本方針の目標が達成できる対策案のうち、最も合理的なものを選択すべきではないでしょうか？				
60	8	'②また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。'とありますが、「②また、河川整備計画の整備予定期間（20年～30年）内に効果を発現するか、加えて近年の被害実績等から見て早急な治水安全度があがるかなど時間的な観点から見た実現性を評価する。」と変更するべきです。				
38	8	'各治水対策案の実施に当って、調整すべき関係者を想定し、調整の見通しをできる限り明らかにする。'とありますが、その後に「なお、関係者が他の管理者である場合には、一定期間内で実施できるかどうかといった調整の見通しをできる限り明らかにする。」を追加すべきではないでしょうか？				
7	5	P7の5行～8行にかけて、「河川管理者は、施設整備の目標とその限界に関する認識を併せ、施設整備を補完する・・・ソフト対策」とありますが、施設整備の限界とは基本方針レベルの対応が最低条件ではないのでしょうか？(肱川では整備水準は1/15であります。)また、いつまでに治水対策を実現するつもりなのですか？				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業	会社員	⑤年齢	58	⑥性別	男
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
頁	行				
15	18	<p>「検証が終了するまで・・・予算措置を講じない。」とあるが、かつて政務官は、水没地域には検証とは別に生活再建、地域振興を実施すると発言されていた。しかし、その後は検証が終了するまでは・・・との発言に変わってきており、水没地域の住民は、長年にわたり翻ろうされてきており、精神的にも限界に来ている。よって、水没地の生活再建、地域振興は検証とは別に予算措置を実施すると明記すべきである。</p>			
61	19	<p>10・2「国土交通大臣の判断」は、「概算要求等の時期までに判断する」と記載されているが、流域住民は一日も早い治水・利水対策の効果の発現を切望していることから、概算要求時より早い時期に判断できるものであれば、速やかに判断し、事業の進捗が滞ることのなきよう措置すべきである。</p>			
30	26	<p>第5章複数の治水対策案の立案の（26）に水害保険等とあるが、保険を適用するのは、地震・津波・大雨・洪水被害の多い日本の国土を考えると、必要と考えられる。しかし、それは整備の遅れ、想定以上の災害へ対応する場合のことであり、治水代替え案ではない。また（25）洪水の予測、情報の提供等も到底代替え案としてこの章に記載されるものではない。</p> <p>他にも、（22）土地利用規制とか（21）宅地の嵩上げ、ピロティ建築等など、住民に負担を押し付ける、治水対策を放棄したような考え方は理解できない。</p>			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）				
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		メールアドレス		
④職業	自営	⑤年齢	69	
⑥性別	男			
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
頁				行
6 1	1 8	大臣が継続・中止の最終判断を行う際は、判断の理由を明確にし、特に中止の場合は、地域の安全・安心に対する不安が生じないよう、ダムに代わる具体的治水対策案、河川整備基本方針の目標達成の見込みなどを判断結果と合わせて公表し、中間とりまとめにもその旨を明記すべきである。		
6 2	1	国土交通大臣は、・・・再検討を行うことを指示となっているが、そうなると最終結論が更に先延ばしとなり、関係住民等に多大な迷惑を掛けることになるため、あくまでも検討段階で手順や手法を十分にチェックし、手戻りが発生しないようにする旨明記すべき。		
6 2	5	国土交通大臣は、判断の結果を公表するとあるが、ダム中止との判断を下した場合、補償協議がある程度進んでいたダム事業においては、水没地権者等に対する結果説明や今後の対応方針等の提案等個別具体的な対応が必要でその旨を明記		

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業	会社員	⑤年齢	48
⑥性別	男		
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
頁	行		
6	1	用地補償基準妥結の時点では、既にダム案と代替案に関する経済評価の比較や関係地域住民と合意形成されているはずであり、関係住民の精神的負担などが全く無視されていると思いますよ。このようなことは、もっと前の段階で行っておくべきではありませんか。合意形成が既になされているダム事業は速やかに完成させ、効果を発現させるべきだと思います。	
35	19	「河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを・・・」とありますが、河川整備計画があまりにも軽視されていると思います。せめて「河川整備基本方針との整合性を図りつつ、河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを・・・」に変更すべきではありませんか。	
35	9	ダム中止に伴って発生するコストとしては、ダム事業とセットで想定していた道路改良などの地域振興に係る費用も合わせて計上すべきではありませんか。	
35	9	ダム中止に伴って発生するコストの中で、買収対象としていた土地や補償物件等の補償金額はどうなるのですか。このような表現ではどのように反映されていくのかが全く分かりません。もっと具体的に示すべきではありませんか。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業	会社員	⑤年齢	53	⑥性別	男
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
頁	行				
1	9	我が国の少子高齢化、経済不況による税収減による税金の使い方を再考することは大切な事であるが、水没地域の方々は先祖代々受け継いできた土地や財産を下流受益者のために苦渋の決断で手放す事に合意したという経緯がある。それらの事情のよく調査せず、政権交代や大臣の交替でダムによらない治水を前提とした検証凍結は理不尽ではないか？			
13	17	5ページにもあるように、「最終的に河川整備基本方針で目標とする安全度が確保される」となっていることから、治水対策案としてはあくまで河川整備基本方針の目標が達成できる対策案で、かつ適切なものを選択すべきである。			
42	5	現計画に正常流量の確保が決められている場合には、課題の検討のみならず、コストも含めて代替案を検討する必要があり、コストについてもダム無しの治水対策案の場合は中止に伴う費用も計上する必要があるため、「対策案について・・・整理する」を、「対策案について、流水の正常な機能を維持するための方策をコストも含めて検討し、確保できない場合はその課題について整理する」と変更。			
20	21	<p>(要旨)</p> <p>ダムの代替案としては、ダム機能を代替しかつ効果を定量的に見込める対策だけを対象とすべきである。</p> <p>(意見)</p> <p>参考とする治水対策案として「ダムの機能を代替しない方策や効果を定量的に見込むことが困難な方策」も含まれていると記述されているが、そもそもこのような方策は検証作業に必要なく、記載することによって検証作業を混乱させ、長期化させる可能性が懸念される。</p>			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業	会社役員	⑤年齢	67
⑥性別	男		
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
頁	行		
13	15	「(3) 治水対策案は、河川整備計画の目標・・・基本として立案する。」となっていますが、県管理河川の整備については、1/60以上となっており、なぜ肱川だけが1/40となるのか、整備方針の1/100で行うのであれば問題ないが、このような目標で整備されても困る。「治水対策案は、河川整備方針との整合を図りつつ河川整備計画の目標と同等の安全度を確保することを基本として立案する。」とするべきではないでしょうか	
13	17	「(4) 河川を中心とした対策に加え・・・幅広い治水対策案を検討する。」となっていますが、科学的合理性が説明できない対策案、特に多くの住民が関わる財産権が対象となる対策案を議論しても無駄と思います。	
14	7	関係住民の意見は、水没地権者の意見を最重視し、次に洪水被害に遭う危険性の高い関係住民の意見とするべき、被害にも遭わない人の意見など無視するべきではないかと思います。また、両者の合意形成がなされている場合には、ダムによる治水対策を最優先に評価するべきだと思います。	
42	6	「各治水対策案について、流水の正常な機能が寄与できるか否かを明らかにし、出来ない場合は課題について整理する。」となっていますが、正常流量の確保は治水対策同様、河川法にうたわれているものであり、整理に留めず課題解消のための代替え案を立案し、実現のためのコストを算出して提示すべきではないかと思います。	
52	12	「その他の費用として、ダム中止に伴って発生する費用等について、できる限り明らかにする。」となっていますが、ダムを中止にした場合には、水没地域の生活再建や地域振興計画などの問題点があり、「ダム中止に伴い発生する費用については、水没地域住民の生活再建、水源地域対策、地域振興対策、流水の正常な機能を確保するための費用等を見込んで比較する。」とするべきではないでしょうか。	
60	1	河川整備計画において、一定の整備期間における整備内容が記載されており、時間と内容がセットとなっている「コスト」を重視する場合でも、これまでの住民に説明してきた整備期間と確保できる目標レベルが同等若しくは優る対策案であることを前提とするべきではないでしょうか。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)						
②住所						
③電話番号		メールアドレス				
④職業	会社員		⑤年齢	42	⑥性別	男
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
頁	行					
1・3	1・5	<p>(要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検証のために立案される代替えの治水対策案の目標安全度が、河川整備計画と同程度のものとなることはあたり前です。 それより、代替案が河川整備計画の安全度を最終目標としたものにとどまり、河川整備基本方針に基づいた最終の計画（安全度の確保）に繋がらない場当たり的な物とならないようになりますことが必要と考えます。 <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「河川整備基本方針と整合を図りつつ」という文言を追加し、「治水対策案は、河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本とし、河川整備基本方針と整合を図りつつ立案する。」とするべきです。 				
3・7	1・7	<p>(要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コスト重視で総合的な評価を進めるとありながら、その評価に必要な第7章・(2)コスト「ダム中止に伴なって発生する費用について、できる限り明らかにする。」の記述は抽象的すぎると感じます。 <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム事業の進み具合によっては、中止することで多額のこれらの費用が生じる場合を考えられると思うので、中止により発生する費用をあらかじめ想定し、定義付けをしておく必要があると考えます。 ・したがって、「ダム中止に伴なう費用については、ダムの実情に応じて、水没地域住民の生活再建、水源地域対策、地域振興対策、流水の正常な機能を確保するための費用等をできる限り網羅的に見込む。」としておくべきです。 				
4・2	3 5	<p>(要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立案される代替案は、安全度と同様に整備計画と同程度以上に流水の正常な機能に寄与できなければならないと考えます。 <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流水の機能に影響が生じるような計画が立案される事の無いよう、「流水の正常な機能の維持への影響」ではなく、「流水の正常な機能の維持の確保」とするとともに、「各治水対策案について、流水の正常な機能に寄与できることを明らかにする。」としておくことが当然ではないでしょうか。 				
3・5	1・0	<p>(意見)</p> <p>ダム中止に伴って発生する社会的影響等について、事業の進み具合によっては、水没地権者等との信頼関係の崩壊や今後の具体的な生活再建の再検討等、コストでは言い表せない影響が生じ、これらが新たな整備計画を進める上の足かせ（整備計画に対する流域の合意形成等）となり、整備が進まない・遅れるといった事になるのでは無いでしょうか。</p> <p>もしこの遅れた期間に甚大な洪水被害が生じた場合には、国は一刻も早い整備を望む流域住民に対してどのように説明し、責任を負うのでしょうか。</p>				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	69
⑥性別	男		
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
頁	行		
59	19	第9章 総合的な評価の考え方 「・・・一定の「安全度」を確保することを前提として「コスト」を最も重視することとする。」とありますが、「・・・一定の「安全度」を確保することを最も重視し、早急な整備を図るために「コスト」への意識を持つ」に変更していただきたい。	
6	1	1. 2 治水目標と河川整備の進め方 「また、ダムのような大規模治水事業を実施する場合には、今後、「用地補償基準妥結」の前に・・・となるが、「建設段階に移行する前に・・・」と変更すべきではないか？	
61	19	「国土交通大臣の判断」は、「概算要求等の時期までに判断する」と記載されているが、流域住民は1日も早い治水・利水対策の効果の発現を切望していることから、速やかに判断し、事業の進捗が滞ることの無きよう措置していただきたい。	
20	21	参考とする治水対策案として「ダムの機能を代替しない方策や効果を定量的に見込むことが困難な方策」も含まれているとのことであるが、そもそもこのような方策は検証作業に無用であり、記載することによって検証作業を混乱させ、長期化させる可能性も懸念される。 同じ一級河川「肱川」流域でありながら、国直轄区間と県管理区間に分断され、整備速度に格差が生じている上、本市において浸水家屋棟数で常に上位の被害を受けながらも、下流域の堤防整備を待ち、今後20年以上もの長期間を下流域の人命を守るために、一切の補償もなく未整備のまま放置される中流域の住民は、早期且つ流域全体に平等に効力を発揮するダム建設を切望している。 従って、ダムの代替案としては、ダム機能を代替することは勿論のこと、ダム建設期間内で流域全体に同等の効力を生み、その効果を定量的に見込める対策を対象とすべきであることは当然のことであると考える。 現在の費用対効果の考え方には、「流域全体の安全度達成期間」「公平な安全度確保」も考慮したコストの考え方を含むべきだと考える。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)					
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号			メールアドレス		
④職業	農業	⑤年齢	67	⑥性別	男
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
貢 行	<p>1 9 私は、ダム下流域に住む受益者の一人ですが、昨年9月、ダム計画によって水没する住民の皆さんは、先祖代々受け継いできた土地や財産を私たち下流受益者のために苦渋の決断により、補償基準に合意されたと伺っております。</p> <p>そして、10月から買収が始まるということで移転準備をはじめられた矢先に、政権交代や国交大臣が替わったということで、国は、一方的に大きな方向転換(ダムによらない云々….)をされました。このことは、非常に理不尽なやり方で、長年の歳月をかけてやっと国の事業に協力するする決意をした者に対して、このような扱いはひどすぎだと思います。</p> <p>今後、検証作業を進められると聞いておりますが、関係地権者の意見や流域住民の意見をきちんと聞いた上で、コストも重要かもしれません、長年に渡って歩んできた地域の実情も充分に理解し、検証していただきたい。</p> <p>35 9 ダムを中止した場合に、建設予定地区における生活再建や地域振興に伴って新たに発生する費用や社会的影響等を充分検討するのは国の責任において当然のことと思いますが、本当にダムがなくても、将来的に河川整備基本方針の目標の達成が可能であるか否かの検討も大切な問題だと思います。</p> <p>よって、次のように変更をお願いしたい。</p> <p>「また、ダム中止に伴って発生するコストや社会的影響等を含めて、将来的に河川整備方針における目標を達成することを基本に検討することとする。」</p> <p>42 6 「各治水対策案について、流水の正常な機能に寄与できるか否かを明らかにし、出来ない場合は課題について整理する。」と記載されていますが、正常流量の確保は治水対策と同じように河川管理者の義務だと思います。整理という曖昧な表現は止めて、課題解消のためにきちんとした代替案を立案し、実現のためのコストを算定して総合的な判断をすべきだと思います。</p> <p>よって、文章を「各治水対策案において、流水の正常な機能を維持するための方策を立案し、コストを算定して総合的に判断する。なお、……」に訂正していただきたい。</p> <p>4 1 正常流量の確保は洪水対策と併せて河川管理の大原則です。従って、次のように訂正をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正常流量の確保は河川管理の原則。従って、第1章「今後の治水対策の方向性」の文章に、正常流量の確保についての必要性を記述。 ・第2章2、2検証にあたっての基本的な考え方 「正常流量の確保対策」を明記すべき。 				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)				
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		メールアドレス		
④職業	会社員	⑤年齢	38	
⑥性別	男			
意見該当箇所 頁 行	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
5 2 1 2	<p>第8章 (2) コスト</p> <p>「その他の費用として、ダム中止に伴なって発生する費用等について、できる限り明らかにする。」とあるが、「ダム中止に伴なう費用については、水没地域住民の生活再建、水源地域対策、地域振興対策、流水の正常な機能を確保するための費用等を見込む。」と変更し、整備の進み具合に応じて生じる費用を想定し明確にしてください。</p>			
4 2 5	<p>第7章 (8) 流水の正常な機能の維持への影響</p> <p>「各治水対策案について、流水の正常な機能に寄与できるか否かを明らかにし、できない場合は課題について整理する」の記述を、「各治水対策案について、流水の正常な機能を維持するための方策をコストも含めて検討する」として、流水の確保が出来ない代替え計画が比較の対象になるような事はしないでください。</p>			
3 7 0	<p>第8章 (2) コスト</p> <p>近い将来に発生するとされる、資源枯渇・異常気象といった問題に対するダムによる便益を検討しても良い時期ではないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム湖が生むクリーンな電力 ・湖底に眠る、貴重な窒素、リン等の世界戦力資源 ・濁水処理技術が確立した時の豊かな清水確保のメリット <p>ダム建設及び維持経費をコストとして捉えるならば、これらの便益により生じるものを作り得ることの出来ない貴重な利益として考慮しても良いと考えます。</p>			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業	⑤年齢 男 ⑥性別 42		
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
頁	行		
6	1	1. 2 治水目標と河川整備の進め方 「また、ダムのような大規模治水事業を実施する場合には、今後、「用地補償基準妥結」の前に・・・とありますが、それまでの間には関係住民とのやりとりもあるでしょうし、精神的な負担も大きく、そこまで進んだ後に事業の継続が妥当かどうか検討していたのでは遅すぎると思います。建設段階に移行する前に・・・などもっと前の段階に変更すべきではないでしょうか。」	
20	7	第5章 複数の治水対策案の立案 「複数の治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本とする。」とありますが、基本方針も重要であり「複数の治水対策案は、河川整備基本方針との整合を図り河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本とする。」とすべきではないでしょうか。	
61	23	「検討主体の検討結果」について、有識者会議が、中間とりまとめ（案）から乖離していると判断した場合は、大臣に意見を答申する前に「関係地方公共団体からなる検討の場」に対し、意見の聞き取りを実施することを明記すべきではないでしょうか。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業	会社員	⑤年齢	40	⑥性別	男
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
頁	行				
16	8	<p>3. 1 検証の概要</p> <p>「その際、治水対策案は、現行の河川整備計画における目標と同程度の安全度……」となっていますが、「その際、治水対策案は、河川整備基本方針との整合を図り現行の河川整備計画における目標と同程度の安全……」とすべきではないでしょうか。</p>			
18	0	<p>学識者とはどのような人を指すのでしょうか。具体的に明記すべきだと思います。 (例えば 地域大学の河川工学で教鞭を実施中の有識者であるとか...)</p> <p>又、地域住民とは誰をさすのでしょうか。具体的に明記すべきだと思います。 (例えば 水没地代表、各地区区長)</p>			
36	1.8	<p>「例えば・・・明らかにする。」とありますが、被害が頻発し早急な対策が求められる地域では、各治水対策案について対策実施手順を想定し、5年毎にどのような効果を発現するかについて明らかにするべきではないでしょうか。</p>			
30	8	<p>洪水の予測、情報の提供等</p> <p>これらの行為が代替え案といえるのでしょうか？洪水予測と情報の提供が治水対策案というには納得できません。</p> <p>洪水被害に悩んでいる自治体等では当たり前に取り組んでおり、あえてダムによらない治水という観点から違和感があります。</p>			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)				
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス	
④職業	農業	⑤年齢	60	
⑥性別	男	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		
意見該当箇所 頁 行				
5 9	1 4	近年水量が減少している河川の水量の回復などの河川環境保全も治水と同様に重要である。後世への財産として、治水、利水、環境のバランスを考慮して整備すべきであり、便益及びコストについてはこの三者を考えて検討すべき。		
1 3	1 3	現行の河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することとされている。河川整備ひいては公共投資は後世への投資であり、そのコストと効果が最適となるよう検討する必要がある。河川整備計画見合いの安全度で検証を行った場合、それが最終的な河川整備の目標である河川整備基本方針の実現に向けた方法及びコスト面で矛盾が生じるのではないか。		
2 0	7	'複数の治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する」とあるが、「複数の治水対策案は、河川整備基本方針との整合を図りつつ河川整備計画における保全すべき地域を対象とし、同計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する」に変更すべき。		

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)						
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)				
③電話番号		メールアドレス				
④職業	会社役員	⑤年齢	64	⑥性別	男	
意見該当箇所	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
頁	行					
2	2	「頂いた意見を参考にして、・・・できる限り反映するよう努めた。」とあるが、先日の意見の公表結果からすると、肱川山鳥坂ダム関連の意見総数60件以上の中ほとんどがダム建設賛成という意見であったが、この意見はどのように反映したか具体的に示すべきではないか。自分たちの都合の良い意見だけを取り入れただけではないのか。				
5	21	「コストと事業効果を重視し、」とあるが、本来治水は「国家百年の計」として、進めるべきものであり、最終目標の治水安全度を考慮した場合でも「ダムに頼らない治水対策」が成り立つか。今、山鳥坂ダムを中止した場合には肱川最後の優良な治水対策を失ってしまう事の重大さも考慮すべきではないのか。				
14	10	「個別ダムの検証は、・・・事業の継続方針又は中止の方針を決定するものである。」とあるが、河川整備計画レベルに対応した治水対策案の比較検討のみによってダム事業の継続、中止を判断することはできないのではないか。基本方針レベルに対応した治水対策案の比較検討が必要である。				
42	3	「各治水対策案について、流水の正常な機能に寄与できるか否かを明らかにし、できない場合は課題を整理する。」とあるが、肱川の場合、日常の水量が極端に少なくなってきており、肱川の環境や景観が変わっている現状からして、課題の整理をするのではなく「流水の正常な機能を維持するための方策をコストも含めて検討し、確保できない場合は課題について整理すると」記述するべきではないか。				
61	19	「国土交通大臣は、・・・概算要求等の時期までに判断する。」とあるが、流域住民は1日も早い治水・利水対策の効果の発現を望むものであり、速やかに判断し、事業の進捗が滞る事が無いような措置を望むものである。				